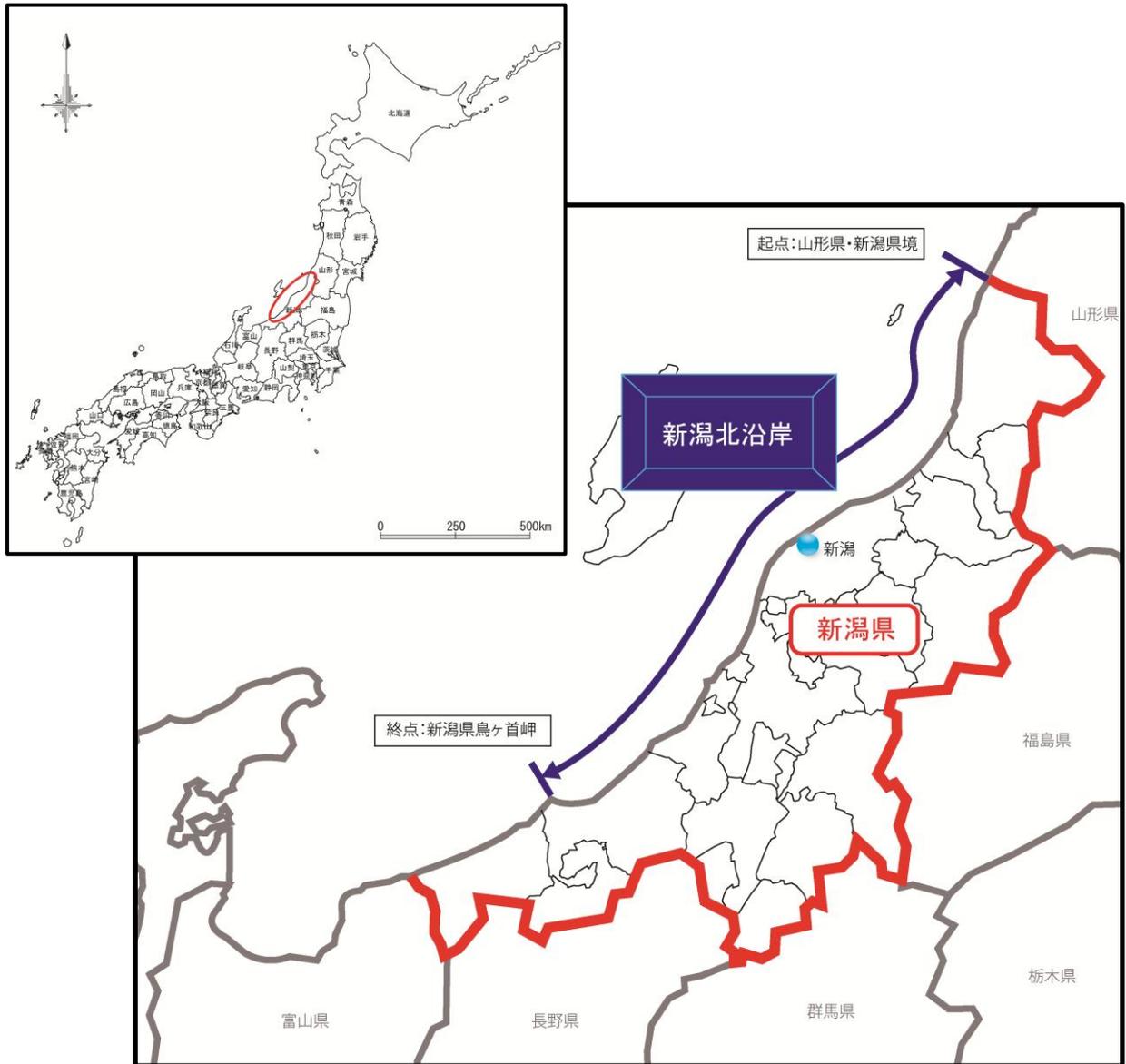


新潟北沿岸海岸保全基本計画



新 潟 県

平成 15 年 3 月
平成 28 年 8 月 (一部変更)
令和 8 年 〇 月 (一部変更)

目 次

(まえがき)	1
(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定	1
(2) 海岸保全基本方針の基本理念	3
(3) 対象範囲	4
1. 海岸の保全に関する基本的な事項	5
1. 1 海岸の概要	5
(1) 新潟北沿岸の概況	5
(2) 海岸の現況	5
1. 2 自然的特性	7
(1) 気象・海象	7
(2) 地形・地質	9
(3) 水 質	10
(4) 流入河川	11
(5) 生物相	11
(6) 海岸景観	13
(7) 自然環境の保全の状況	13
1. 3 社会的特性	14
(1) 人 口	14
(2) 産 業	14
(3) 交 通	16
(4) 歴史・文化	16
(5) 文化遺産	17
(6) 土地利用	17
(7) 海岸災害	18
(8) 沿岸域の利用の状況	19
(9) 防 災	21
(10) 関連する法規制	23
(11) 関連する諸計画	24
(12) 海岸への要請	28
1. 4 沿岸の長期的な在り方	31
(1) 沿岸の課題	31
(2) 海岸保全の目標	36
2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	43
2. 1 沿岸のゾーニング	43
2. 2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策	44
2. 3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定	46
(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	46
(2) 海岸保全施設の存する区域	46
2. 4 海岸保全施設の諸元の整理	47
(1) 沿岸内の区域の整理	47
(2) 海岸保全施設の種類及び規模	47
(3) 受益の地域とその状況	47
(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	47
3. 計画の見直しと留意すべき事項	72

(まえがき)

(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定

新潟北沿岸は、越後山脈・三国山脈等の高い山々で囲まれ、これらの山岳に源を發する信濃川・阿賀野川・関川・荒川など数多くの河川が、新潟平野等を潤して日本海に注いでいる。この様な河川によって育まれた平野と砂丘が比較的単調な海岸線を形成している事が、本沿岸の大きな特徴である。また、夏季に静穏で、冬季には北西の季節風により高波浪が来襲する特性を有しており、全般にこの冬季風浪による海岸侵食が進行し、背後の資産ならびに貴重な環境資源、景観資源が失われるといった脅威にさらされている。

そのため、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、防護は最重要課題であることは変わらず、海岸侵食に対する保全効果の早期発現が求められているとともに、自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、より高い次元での調和が求められている。

このような背景の中で、海岸の担うべき役割には多大なものがあり、総合的・計画的に整備が推進され、効果的にその機能が發揮される必要がある。

このような、海岸をとりまく情勢の変化や要請の高まりについては、新潟北沿岸のみでなく、全国的にも対応が求められ、こうした状況を踏まえて、平成 12 年 4 月に改正海岸法が施行され、総合的な視点にたった海岸の管理を行うために、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、環境面と利用面との調和を図りつつ、海岸の防護を図ることが明言化された。その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸管理における市町村参画の拡大」など、地域の参画・管理を推進する内容となっている。このような海岸法の改正を受けて、旧海岸 4 省庁（農林水産省・水産庁・運輸省・建設省）の主務大臣が、海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき、知事が従来の「海岸保全施設の整備基本計画」にかわり、各広域的な海岸の区分：沿岸区分ごとに、その自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的在り方となる防護、環境、利用の基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「海岸保全基本計画」を策定することとなった。そこで、「海岸保全基本方針」により一つの沿岸区分として示された新潟北沿岸においても、これに基づき「新潟北沿岸海岸保全基本計画」を平成 15 年 3 月に策定した。

その後、平成 26 年 6 月に海岸法の一部を改正する法律が公布され、津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進や水門等の操作規則等の策定に加え、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることが明記された。この海岸法の改正内容を踏まえ、平成 28 年 8 月に海岸保全基

本計画へ「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」について追記する変更を行った。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第5次評価報告書（平成26年）では、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とされている。気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されるため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策が急務である。このような背景から、国により令和2年11月に「海岸保全基本方針」が変更され、令和3年7月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。これに基づき、気候変動に伴う平均海面上昇や、台風の強大化などの外力の長期変化等を十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進するものとし、それらのことを反映した海岸保全基本計画をここに変更するものである。

(2) 海岸保全基本方針の基本理念

海岸は、国土狭い我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。

また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民の共有財産として

「美しく、安全で、いきいきした海岸」

を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

この理念の下、災害からの**海岸の防護**に加え、**海岸環境の整備と保全**及び**公衆の海岸の適正な利用**の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に**海岸の保全**を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

1. 海岸の保全に関する基本的な事項

1.1 海岸の概要

(1)新潟北沿岸の概況

新潟県は北陸地方の北部に位置し、北は山形県、東は福島県、南は群馬県と長野県、西は富山県に隣接し、西方海上には佐渡・粟島の2島が存在する。また、新潟北沿岸には、北から新発田市、新潟市、長岡市、柏崎市及び上越市の5市を中心とした地域に県下の人口の約65%が居住している。

総延長約274kmの沿岸には流通拠点となる港湾と多くの漁港が存在するとともに、豊かな自然環境、優れた景観、貴重な文化財、さらには主要な観光資源も多数存在している。

また、平地が多く、交通網も沿岸近くを通過していることから、産業の大半が沿岸市町村に集中しており、沿岸域は新潟県の主要部分となっている。

(2)海岸の現況

新潟北沿岸の海岸線総延長は、約273.7kmである。

海岸総延長とその内訳等は次のとおり。

表-1.1.1 海岸の概要

国土交通省 水管理・国土保全局所管	国土交通省港湾局所管	農林水産省水産庁所管	計
約171.0km	約77.9km	約24.8km	約273.7km

(資料;令和6年度版海岸統計による)

【参考】海岸統計による延長の分類について

海岸統計では、次のような分類により、延長の内訳が示されている。

- 港湾区域内の海岸線延長；国土交通省港湾局所管
- 漁港区域内の海岸線延長；農林水産省水産庁所管
- 港湾・漁港区域以外の一般的な海岸の海岸線延長；

国土交通省水管理・国土保全局所管



※地理院タイル（白地図）を加工して作成

図-1.1.1 新潟北沿岸 海岸概要図

1.2 自然的特性

(1) 気象・海象

1) 気象

① 気温

新潟地方気象台によると、新潟の1991年から2020年の30年間の平均は13.9℃である。月平均気温が最も高いのは8月の26.5℃、最も低いのは1月の2.5℃であり、年較差は約24℃となっている。県内陸部と比較すると、気温は全体的にやや高く、沿岸方向との差は小さい。

また、新潟地方気象台と沿岸域南部の高田測候所と比較しても、ほとんど差はない。

(図-1 新潟・高田の月別平均気温)

② 降水量

新潟における年間降水量は、1991年から2020年までの30年間の平均で1845.9mmである。月平均降水量で見ると、12月の225.9mmが最も多く、5月の94.4mmが最も少ない。高田測候所においては、気温はさほど新潟と変わらないが、降水量は5月、7月を除く月で新潟地方気象台を上回り、特に冬季に倍以上の値を観測している。

また、新潟における降雪日数は1991年から2020年までの30年間の平均で約91日である。

(図-2 新潟・高田の月別平均降水量)

(図-3 新潟・高田の月別降雪日数)

③ 風

年間を通しての全風をみると、新潟では南の風が卓越し、北部の岩船港では東、南部の直江津港では南南東の風が卓越している。

また、8m/s以上の強風では、岩船港が西北西、新潟、直江津港が西の頻度が高く、3地点とも西方向の風が卓越している。

(表-1 風速別・風向別の出現頻度)

(図-4 風速別出現頻度グラフ・風配図)

④水 温

新潟北沿岸海域の水温は、表層では年間を通して 11～24℃程度の幅で変化している。

(図-5 新潟北沿岸周辺における水温水平分布 (R5))

2)海 象

①波 浪

新潟北沿岸の波浪は、全体的には冬季に高波浪が来襲し、夏季には静穏となる日本海沿岸共通の特性を有するが、波向と地形（佐渡島や海岸線の向き）との組合せによって、その出現頻度が異なる。

主波向を見ると、南部に位置する直江津は、北北西～北西方向の波が卓越し、佐渡島の遮蔽域に入る新潟沖は北北西方向の波が卓越する。また、岩船港では、北西方向の波が卓越する。

波高出現率を見ると、一年を通じて静穏もしくは1 m以下の波高は、岩船港、新潟沖、直江津ともに全体の約 61～66%とあまり変わらない。それに対し、3 m以上の波浪の来襲頻度は、直江津 4.9%、新潟沖 4.5%、岩船港 5.2%、4 m以上の波浪の来襲頻度は、直江津 1.5%、新潟沖 1.0%、岩船港 1.3%、5 m以上の波浪の来襲頻度は、直江津 0.3%、新潟沖 0.2%、岩船港 0.5%となっていて、岩船港は高波浪の来襲頻度が他地点より高い傾向となっている。

この傾向は、回折係数の沿岸分布にも顕著に現れており、上越市～中条町の佐渡島の遮蔽域に入る沿岸で回折係数が 0.6 程度まで下がり、佐渡島の遮蔽に伴う波高減衰傾向が伺える。

新潟北沿岸における異常波浪は、冬季風浪だけでなく、9月～11月の台風期にも発生し、最高波では波高 10m以上、周期 11 秒以上という波が観測されている。

(図-6 波向別波高出現頻度)

(表-2 波向別波高出現頻度)

(表-3 周期別波高出現頻度)

(表-4 年次別年間最大波高)

(図-7 回折係数の沿岸分布)

②潮 位

新潟北沿岸における潮位の変動は小さく、一般的な日本海沿岸の特性となっている。各港湾の朔望平均の干満差は新潟西港で 45cm、新潟東港で 45cm、直江津港で 42cm、岩船港で 47cm、柏崎港で 46cm といずれも 40～50cm の小さい潮差となっている。また直江津港では、既往最高潮位として昭和 34 年 7 月に T.P. +1.30m が観測されている。

(図-8 新潟北沿岸の港湾における潮位)

③流況

日本海には、通年、対馬暖流が能登半島沖の大和堆（南西）から津軽海峡（北西）に向けて流れている。この分流が、新潟県や富山県付近の沿岸に向かって流れているが、能登半島や佐渡島、新潟県の滑らかな凸凹型の海岸線の影響から顕著な一方向流は見られず、複雑な流れとなっている。

特に季節別の傾向は見られない。

（図－9 新潟北沿岸周辺における季節別海流図）

(2)地形・地質

1)地形

新潟県は、北東～南西方向に細長い地形形状をしており、新潟北沿岸域は日本海に面している。佐渡島と粟島及び富山湾沿岸を除くと、次の2つの地形区に区分されている。

砂浜を有する海岸平野部では、河川からの大量の供給土砂により砂丘が形成されていて、その生成年代は比較的新しいと考えられている。

- ① 中部平野山地丘陵周辺：新潟平野、柏崎平野、高田平野などの沖積平野、及びこれらの平野と山地との間に発達した丘陵地を含めた地形区
- ② 東部山地周辺：山形、福島、群馬県境に位置する朝日山塊、飯富山塊、越後山脈、三国山脈などを一括した地形区

（図－10 新潟北沿岸の地形）

2)地質

新潟県の面積の75%にあたる山地は、主に花崗岩、変成岩などで構成されており、部分的には守門岳、苗場山及び妙高山塊などに代表される第四紀火山岩類が分布している。この他の丘陵地帯は、第三紀層の地層で占められている。これらの第三紀層を横断して流れる阿賀野川、信濃川、鯖石川・関川周辺流域には広大な沖積平野が形成され、周辺には段丘、砂丘などの第四紀堆積物の発達が著しい。

（図－11 新潟北沿岸の地質）

3)海底地形

新潟北沿岸の海域には、北は粟島・西に佐渡島及び能登半島が位置している。海底地形は、水深100mまではほぼ海岸線に平行に深くなっており、平均海底勾配は、北部で約1/200と緩く、南に向かって急勾配となり、南部では約1/20となる地域もある。

（図－12 新潟北沿岸周辺の海底地形）

4) 海底の底質

新潟北沿岸の海岸線付近の底質は、ほとんどが細砂・砂で、その沖側は泥質となっているが、新潟市の一部では海岸線に泥質層が迫っている。細砂・砂の分布幅は概ね 5 km 程度であるが、上越市～柏崎市の前面には広く分布している。また、村上市の一部には岩が分布している。

(図-13 新潟北沿岸周辺の海底底質)

(3) 水質

新潟北沿岸域では、県北海域 2 地点、新潟海域 8 地点(甲、乙、丙、新潟東港)、弥彦米山地先海域 4 地点(弥彦地先、米山地先)、直江津海域 3 地点の計 17 地点で水質測定が実施されている。令和 5 年の測定結果では、弥彦・米山地先海域、直江津海域のいずれの測定地点においても環境基準を達成しており、良好な水質が保たれているといえるが、県北海域および新潟海域については環境基準を達成していない地点もある。

(表-5 新潟北沿岸(海域)の水質基準達成状況(R5))

(表-6 新潟北沿岸(河川)の水質基準達成状況(R5))

(4) 流入河川

新潟北沿岸には、一級河川の荒川、阿賀野川、信濃川及び関川の4河川、二級河川の胎内川、三面川など41河川、その他大河津分水路等8放水路が直接流入している。

(図-14 新潟北沿岸に流入する河川)

【参考】河川環境管理基本計画

新潟北沿岸の日本海に注ぐ河川においては、荒川、阿賀野川、信濃川、関川の4つの一級河川で河川環境管理基本計画が策定されている。河川環境管理基本計画は、河川の有する機能として治水・利水・環境の3機能を考え、これら各機能との調整を図りつつ、河川環境の保全と創造についての指針を示すとともに、河川環境の適正な管理に資することを目的としているものである。

(5) 生物相

1) 植 生

新潟北沿岸域における植物群落の分布状況をみると、タブ、カシワ等の原生林もしくはそれに近い原生林が、新潟市とその周辺を除いてほぼ均等に分布している。

塩谷海岸(村上市)、四ツ郷屋海岸(新潟市)、桃崎浜海岸(胎内市)、上越市の一部では砂丘植物群落がみられる。「レッドデータブックにいがた」によると、維管束植物のバシクルモン(新潟県絶滅危惧Ⅰ類)やハマベンケイソウ(新潟県絶滅危惧Ⅰ類)などが、波浪による侵食や防護のための護岸工事、人々による踏みつけなどにより、生息・生育条件が悪化していると報告されている。

(図-15 新潟北沿岸における貴重な植物群落)

(資料：レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-(維管束植物))

2) 動物

① 哺乳類

「第6回自然環境保全基礎調査」(環境庁)の対象となっている9種の哺乳類(ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、マングース)の沿岸域における分布状況としては7種の生息が確認されている村上市の沿岸域では分布状況が密であるが、それ以外の地域ではタヌキ、キツネの確認が多いものの、その他の種の生息が確認されていない地域が広範囲を占めている。

(図-16 新潟北沿岸における哺乳類の分布状況)

② その他の貴重な動物

沿岸域における両生類・爬虫類の分布状況をみると、沿岸域全般にわたって広く生息している。

昆虫類のガについては、内陸の胎内市、新発田市のみが生息となっている。セミについては、長岡市以西で生息しており、新潟市以東では生息していない。チョウは全域に広く生息するが、長岡市、出雲崎町、柏崎市では市町のほぼ全域で生息が見られる。トンボも全域に広く生息するが、新発田市以東のほぼ全域で生息が見られる。甲虫は沿岸域全般にわたって広く生息している。当該地域で絶滅の危機に瀕しているカバシタムクゲエダシヤクは新潟市西部で、アラメエンマコガネは聖籠町でそれぞれ確認されている。また、ハマヤガは新潟市西部、ハマベウスバカゲロウは新潟市西部、胎内市、新発田市でのみ確認されている。両者は日本国内では、この地にしか生息していない。「レッドデータブックにいがた」によると、アラメエンマコガネ(新潟県絶滅危惧Ⅱ類)は、海浜に生息し細砂を好むが、海浜が狭められ生息環境が衰退していると報告されている。

(図-17 新潟北沿岸におけるその他の貴重な動物の分布状況)

(資料: レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-(鳥類)(淡水魚類)(大型甲殻類)(昆虫類))

3) 藻場

藻場の分布状況をみると、胎内市から新潟市までの沿岸一帯を除いては、沿岸域各地で藻場の分布が見られる。

特に、出雲崎町付近や上越市の西側の沿岸では、他の地区と比較して藻場の集積度が極めて高くなっている。

(図-18 新潟北沿岸における藻場の分布状況)

(6) 海岸景観

約 273.7km にも及ぶ長大な海岸線には、白砂青松の浜辺から奇岩怪礁の林立する海岸へと様々な変化があり、中でも笹川流れ、越後七浦は良好な海岸景観として人気がある。

(図-19 新潟北沿岸における良好な海岸景観の分布状況)

(7) 自然環境の保全の状況

1) 自然公園及び自然環境保全地域

沿岸域の自然公園は、佐渡弥彦米山国定公園と 4 つの県立自然公園がある。

佐渡弥彦米山国定公園弥彦地区では、忽然とそびえ立つ弥彦山が角田山とともに良好な自然景観を形成している。同米山地区は、米山とその山麓の福浦海岸からなっており、海岸部には優れた海食崖景観が続き、多くの海水浴場が分布している。

村上市瀬波海岸から山形県境に至る海岸線一帯は、荒波による侵食を受けた奇岩が立ち並ぶ良好な自然景観を有し、瀬波笹川流れ粟島県立自然公園に指定されている。

桃崎浜海岸(胎内市)では、県内でも希有となった砂丘自然植生が残存しており、海岸砂丘の原植生の一端を示すものとして貴重なことから、自然環境保全地域として指定されている。

なお、沿岸域には、国立公園の指定はない。

(図-20 新潟北沿岸における自然公園等の指定状況)

2) 鳥獣保護区

新潟北沿岸には 43 ヶ所の鳥獣保護区があり、新潟市西部から長岡市寺泊までの一帯及び上越市に多く分布している。そのなかで最も規模の大きいものとして新潟角田鳥獣保護区がある。

(図-21 新潟北沿岸における鳥獣保護区等の指定状況)

3) 保安林

新潟北沿岸域に位置する保安林は、主として胎内市～新潟市及び柏崎市～上越市の海岸線に沿って細長く分布していて、ほとんどが飛砂防備林となっている。

(図-22 新潟北沿岸における保安林の指定状況)

1.3 社会的特性

(1)人口

新潟北沿岸域市町村の人口は、日本海側の最大都市である新潟市が、令和2年度では78万人を超えている。次いで長岡市が約27万人、上越市が約19万人、新発田市が約9万人、柏崎市が約8万人の順となっている。

人口の推移をみると、新潟市と隣接する聖籠町に増加傾向がみられるが、その他の市町村では減少傾向にある。

平成12年の人口と比較すると、出雲崎町の約29.3%を始めとし、村上市、胎内市、新発田市、柏崎市、上越市で10%以上の大きな減少が見られる。

(表-7 国勢調査人口の推移)

(図-23 国勢調査人口)

(2)産 業

1)産業構造

新潟北沿岸市町の第1次産業就業者比率は、新潟市で3.2%と全国平均を下回り、村上市、胎内市、出雲崎町が9%と新潟県平均より5ポイント以上も高く、都市部と農村部にばらつきがみられる。第2次産業比率は新潟市を除いて全国平均を上回り、また第3次産業就業者比率も新潟市のみが70%を超え突出しているが、その他の市町では全国平均より低くなっている。

(図-24 産業別就業比率)

2)農 業

新潟北沿岸における市町村別農業粗生産額は、新潟市が約518億円で最も高く、次いで新発田市が220億円に達している他、村上市、胎内市、長岡市、上越市の4市が100億円を超えている。

(図-25 農業粗生産額)

3) 漁 業

新潟県は、日本海の東北部に位置し、沿岸に形成される約 7,300km² の大陸棚とその沖合に点在する瓢箪瀬、向瀬、鎌礁、白山瀬、大和堆等の天然の好漁場が形成されている。

新潟北沿岸域の市町別の漁獲量は、**村上市**が最も多く約 780 t、次いで**出雲崎町**の約 180 t、**新潟市**の約 110 t であり、他の市町はいずれも 50t 程度以下である。

(表-8 漁港別の陸揚量および金額(属地))

4) 工 業

新潟北沿岸域における工業については、事業所、従業員数、製造品出荷額ともに、新潟市、**長岡市**、**上越市**の3市の順に高く、3市でこの地域の7割近くを占める。

その他の市町村では、事業所数で村上市、**新発田市**、**柏崎市**が100事業所を超え、従業員数で**新発田市**、**聖籠町**、**柏崎市**が、5,000人を超えている。

また、製造品出荷額等は**新発田市**、**聖籠町**、**柏崎市**で1,500億円に達しているほか、**胎内市**でも1,200億円を超えている。

(図-26 製造業事業所数)

(図-27 製造業従業員数)

(図-28 製造品出荷額等)

5) 商 業

新潟北沿岸域における商業については、新潟市が商店数、従業員数、年間販売額すべてで突出しており、**長岡市**、**上越市**がそれに続いている。

(図-29 商店数)

(図-30 商店従業員数)

(図-31 年間販売額)

(3) 交通

道路交通網は、日本海沿岸に沿って国道 8 号、345 号、352 号、402 号などが通っている。

高速道路は、新潟と首都圏とを直結している関越自動車道、北陸の各主要都市を結ぶ北陸自動車道、及び福島県いわき市を結ぶ磐越自動車道が開通している。また、沿岸域西部の上越市からは、長野県を經由し群馬県藤岡市に至る上信越自動車道が、開通している。新潟市からは、秋田県を經由し青森県に至る日本海沿岸東北自動車道が一部開通している。

鉄道は、日本海沿岸に沿って羽越線、越後線、北陸線、本州を横断するかたちで北から米坂線、磐越西線、信越線がそれぞれ通っている。また、上越新幹線は、関越自動車道とともに首都圏と新潟を結ぶ太いパイプ役として、観光客の誘導に役立っている。

航路は、県外では小樽、苫小牧、敦賀、県内では佐渡及び粟島との連絡手段として重要な役割を果たしている。

空路は、昭和 48 年新潟空港においてジェット化、国際化が図られ、全国各主要都市（大阪、名古屋等）及び海外ではソウル、ハルビン、上海および台北の 4 都市と結ばれている。このように、新潟県は国内外との交流の輪を一層広げており、環日本海圏の拠点として位置づけられている。

(図-32 幹線道路網図)

(図-33 公共交通網図)

(4) 歴史・文化

新潟県では、信濃川等の段丘、五頭山麓等に既に一万数千年前から人々が暮らしていた。弥生時代には新しい農耕技術が入り、蒲原や頸城の沖積平野に米づくりが始まった。

戦国時代、上杉氏に代わって長尾氏の統治が始まり、北陸最強の戦国大名として雄飛した。

江戸時代、幕府の佐渡金山を始め新田開発、治水、地方産業の振興、日本海を回遊する北前船の全盛などにめざましいものがあった。

明治 4 年の廃藩置県を迎え、同 9 年新潟県が誕生し、同 19 年に現在の新潟県の姿になった。

(資料：郷土資料事典(新潟県) 人文社)

(5)文化遺産

1)指定文化財

国指定文化財は、各市町に分布しており、最も件数が多いのは新潟市で、21件分布している。特に荒波による侵食を受けた奇岩が立ち並ぶ笹川流れ(村上市)は、国指定の名勝天然記念物となっている。

県指定文化財は、各市町に分布しており、最も件数が多いのは村上市の44件である。

(図-34 指定文化財の分布)

(表-9 指定文化財一覧)

2)埋蔵文化財

埋蔵文化財は、新潟北沿岸全域に広く分布しているが、沿岸部では村上市、長岡市～上越市の集積度が高い。

(図-35 埋蔵文化財の分布)

(6)土地利用

現況土地利用の地目別面積で、宅地面積の占める割合が最も大きいのは聖籠町の約22%で、次いで新潟市の約18%となっている。

農地面積の占める割合が最も大きいのは新潟市で47%を占め、次いで聖籠町が42%となっている。

また、山林その他の面積の占める割合が最も大きいのは村上市で91%と市の大部分を占め、次いで出雲崎町、柏崎市が80%を超えている。

(図-36 新潟北沿岸市町村における土地利用の状況)

(7) 海岸災害

1) 侵食

新潟北沿岸は全体的に侵食が激しい海岸である。

この原因としては、陸域における治山・治水事業の進捗や水資源開発等のためのダム建設が進められたこと、さらには、沿岸域における大規模な各種構造物の設置や放水路建設による供給土砂の急変、治山・治水対策にともなう河川からの供給土砂量の減などにより、土砂の供給と流出のバランスが崩壊したためと考えられる。さらに、この海岸侵食の進行により、冬季風浪による越波等の海岸災害が増大している。

平成 27 年～令和 6 年までの災害履歴をみると、新潟北沿岸はほぼ全域的に海岸災害の多い沿岸であるといえるが、近年は減少傾向にある。

(図-37 新潟北沿岸における海岸災害)
(表-10 新潟北沿岸における海岸災害)
(表-11 漁港海岸災害復旧事業費の経年変化)

2) 高潮・波浪

冬季は、北西の季節風のため波の高い状況となり、特に北から強い寒気が南下する場合は、有義波高 5m を超える「大しけ」となるときがある。このときには、著しい海岸侵食が発生するだけでなく、海岸に併走する道路などへの越波が深刻となる。平均潮位が年間最大となる 8～9 月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらすことが多い。

3) 津波

新潟県沖を含めた日本海東縁部では過去多くの地震とそれに伴う津波が発生し、新潟県も大きな被害を受けてきた。その主なものに、能登半島地震津波(2024)、日本海中部地震津波(1983)、新潟地震津波(1964)、山形沖地震津波(天保の地震津波(鼠ヶ関地震津波):1883)がある。

(表-12 過去新潟県に被害をもたらした主な地震津波)

(8)沿岸域の利用の状況

1)漁業利用の状況

①漁港の位置及び種別

新潟北沿岸域には、第1種漁港が17港、第2種漁港が3港、計20港の漁港が存在している。なお第3種及び第4種漁港は存在しない。

(図-38 漁港位置図)

②漁業権の設定

新潟北沿岸域には、**区画漁業権漁場**、共同漁業権漁場が設定されており、定置漁業権漁場は設定されていない。

(図-39 漁港権の設定状況)

③漁場

新潟沿岸の陸に最も近いところでは、主に刺網、ひき釣漁業が行われており、沿岸方向に大きな差はない。

上越市のやや沖側では、第1種底引き網漁業やさば・あじまき網漁業が行われており、新潟市～**村上市**のやや沖側では、板引き網漁業が行われている。

(図-40 新潟北沿岸の漁場)

2)レクリエーション利用の状況

①観光入り込み状況

令和5年度の新潟北沿岸市町別観光入り込み客数は、新潟市の約1,556万人が最も多く、次いで長岡市、上越市、柏崎市と続いている。下越・中越地域では県内客が多く、魚沼・上越地域は県外客が多い傾向が見られる。

また、令和4年度と比較すると、新潟市が約200万人と大きく増加し、次いで長岡市が約90万人の増加となっている。その他の市町は横ばいもしくは微増となっている。

目的別の入り込み客数では、聖籠町では歴史・文化が約48%、出雲崎町では都市型観光が約67%、柏崎市では行祭事・イベントが約31%を占めているなど市町によっての観光資源の多様性がうかがえる。

(図-41 出発地(県外・県内)別観光入り込み客数)

(図-42 観光入り込み客数の推移)

(図-43 観光入り込み客数の目的構成比)

②海水浴客入り込み状況

新潟北沿岸には良好な海水浴場が数多く位置しており、夏季には多くの海水浴客でにぎわいをみせている。

令和5年度には柏崎市、新潟市の2市では20万人以上の入り込み客がある。

(表-13 市町村別海水浴客入り込み状況)

③海岸域における観光地の分布

新潟北沿岸には自然資源から人文資源及び観光施設など、多岐にわたる観光資源が沿岸域一体に広く分布しているが、特に新潟市、長岡市及び柏崎市の市街地周辺に多く集積が見られる。

(図-44 主な観光資源の分布)

④祭・行事

新潟北沿岸においては、春～秋を中心に、祭り、イベントが開催されている。

その中で海と関わりを持つ祭り・行事としては、マラソンなどのスポーツイベントや、花火大会が主に数多く行われている。

(表-14 主な祭・イベント)

⑤釣り場

釣り場は、対象沿岸の全域にわたり分布している。中でも村上市の笹川流れ・岩船港一帯、新潟港周辺、間瀬漁港・寺泊港周辺、柏崎港周辺は、磯・岸壁・砂浜からの釣りに恵まれており、家族連れからプロの釣り師まで広く楽しめる釣り場となっており、県外からも多くの釣り人が訪れている。また、船釣りも新潟沖や寺泊沖等のポイントを狙って大物釣りが行われている。

釣りの主な対象魚種としては、海岸からの釣りではカレイ、アイナメ、マダイ、クロダイ、キス等であり、船釣りでは海マス、アジ、ヤリイカ、シイラ、イナダを始めとして他の魚種も豊富であり、大物釣りの可能性が大きい。

(図-45 釣り場の分布)

3) 港湾施設の利用状況

新潟北沿岸には5つの港湾が存在し、港湾法により新潟港は国際拠点港湾、直江津港は重要港湾の指定を受けている。

新潟港は、令和6年海上出入貨物量が約2,890万トンと5港のうち最も多く、次いで、直江津港の約738万トン、岩船港の約9万トン、柏崎港の約9万トン、寺泊港の約1万トンと続いている。

品目別取扱貨物量をみると、新潟港、直江津港、岩船港はフェリー発着港であるため、航送車両の割合が高く、他にはLNG、石油製品、木材チップが主たる品目となっている。

(図-46 各港湾の海上出入貨物量の推移)

(図-47 各港湾の品目別取扱貨物量)

(9) 防 災

1) 海岸保全施設整備

新潟北沿岸は海岸侵食が激しい海岸であることから、各地で海岸事業による海岸保全施設整備が行われている。沿岸全域で、人家と道路・鉄道などの重要公共施設が集中する区域や、新潟港・直江津港など大規模構造物周辺で海岸侵食が急進する恐れの高い区域においては、面的防護の推進により背後に直接被害が及ばない程度の安全性が確保されている。背後に人家がなく道路・鉄道のみ区域では、線的防護のみとなっている区間が多く残っていて、背後が森林など自然のままとなっている区域では、保安林などの侵食対策として線的防護が整備されつつあるが、天然海岸のままの区域も多い。

2)地域防災計画

新潟県では、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、地域防災計画を策定している。

この計画の風水害対策編(令和7年10月修正)の河川・海岸災害予防計画では、計画方針が「(略)高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、(中略)海岸保全施設の整備等を計画的に行う。(後略)」としている。具体的には「海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する」「ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る」「海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する」と定めている。

震災対策編(令和7年10月修正)では、海岸保全区域の整備・改修に関して、「海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性を確保するなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。また、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。」とされている。また、災害危険箇所の調査・整備に関して、「地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、ゼロメートル地帯の海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。」とされている。

津波災害対策編(令和7年10月修正)では、計画の目的は「(前略)県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害から県土及び県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。(後略)」とされており、対策の方向性として「県内を一律にとらえて、対策を考えることは適切ではなく、地域特性に応じて、ある程度地域を類型化して対策を講じる必要がある。津波災害対策においては、緊急対応、応急対策、復旧対策、予防活動、啓発活動等の対策を考える際に、対策を考える際に、それぞれの地域特性における被害の様子を具体的に想起しながら、対策を検討する」とされている。

個別災害対策編(令和7年10月修正)には、油流出事故災害対策が位置づけられており、その内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油の防除、環境保全対策となっている。

(10) 関連する法規制

沿岸域においては、環境保全、国土保全及び利用の観点で関係する様々な法律がある。これらは、環境・利用・防護の調和のとれた総合的な海岸保全を目指す海岸法と密接な関係にあり、十分な調整を図る必要がある。

(表-15 沿岸域に関する法律とその概要一覧-環境保全関係)

(表-16 沿岸域に関する法律とその概要一覧-国土保全関係)

(表-17 沿岸域に関する法律とその概要一覧-利用関係)

(11) 関連する諸計画

1) 新潟県総合計画(令和7年3月)

本計画は、新潟県の更なる発展と将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、中長期的な視点から、今後、新潟県が取り組む政策全般の方向性を明らかにするもので、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とした新潟県の最上位の行政計画として、令和7年3月に策定された。

海岸保全については次のように位置づけられている。

○災害から県民の命と暮らしを守るハード対策等の強化

被害の防止・軽減を図るための事前防災の対策と災害からの速やかな復旧・復興を図るための事前復興の対策を両輪で取り組む。

頻発・激甚化する大規模災害を踏まえ、犠牲者を出さない、社会経済活動を途絶させないため、被害を防止・軽減する治水・湛水防除・治山・土砂災害対策・海岸保全等の事前防災対策を強化するとともに、既存施設等の活用により流域の貯留機能の拡大（ダムの事前放流や田んぼダムの取組等）を図る。

○確実な避難行動につなげる住民目線のソフト対策の強化

激甚化する豪雨・地震・津波・豪雪・火山噴火等の自然災害や、それらが複合して発生する複合災害については、ハード整備だけでは防ぎきれない命の危機に直結する災害であり、必ず発生するとの考えに立ち、国、県、市町村等からなる流域治水協議会等により連携体制を構築・強化し、相手に伝わる情報発信など住民目線に立ったソフト対策を、ハード対策と両輪で推進する。

洪水、土砂災害及び津波等のハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援、防災情報提供など市町村が行う避難情報発令や地域防災力の向上に資する取組を支援する。

2)新潟県国土強靱化地域計画(令和2年10月改定)

新潟県では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づきを策定しており、本県のこれまでの被災経験や取組等を踏まえ、防災・危機管理体制の充実と日本海国土軸の強化を目指すことを理念とし、大規模自然災害全般に備え、防災・減災対策や老朽化対策、本県の拠点性向上に資する対策をハード・ソフトの両面から着実に推進することとしている。

強靱化の推進方針として下記の項目に海岸に関するものが位置付けられている。

1 一段加速した防災・減災対策の推進

(1) 県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進

- ・ 広い県土と長大な河川や海岸線を有し、また、脆弱な山地が多くを占めるなか、近年、気候変動により豪雨が激甚化・頻発化し、現行施設の能力を上回る災害により甚大な被害が広範囲で発生していることを踏まえ、災害を未然に防ぐ治山・海岸保全施設などの着実なハード整備と避難等のソフト対策を一体的・総合的に組み合わせ、県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策を推進する。
- ・ 被害を未然に防止・軽減するための事前対応として、砂浜の養浜や海岸保全施設の整備等のハード整備を着実に進める。

2 安全・安心な地域を支える基盤づくり

(1) インフラ施設及び公共施設の安全の確保

- ・ 河川管理施設や海岸保全施設の維持管理、補修及び更新を計画的に行うことで、維持管理費用の抑制、予算の平準化及び施設の長寿命化を図り、予防保全型維持管理を推進する。
- ・ 海岸における養浜や護岸の補修などを行うことにより、施設機能の保全・向上を図る。
- ・ 港湾区域内の海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。
- ・ 漁港区域内の施設や海岸保全施設は、老朽化が進行するとともに、発生頻度の高い地震・津波に対する耐震・耐津波機能が不足している施設があることから、長寿命化と防災・減災機能の強化を計画的に取り組む。

3)新潟県環境基本計画 2017－2028

新潟県環境基本計画には、基本目標「人と自然が共生する暮らし」及び「資源循環型社会の形成」のなかで、海岸環境について、次のように位置づけられている。

○人と自然が共生する暮らし—水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり

- ・多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全し、多様な河川景観と調和した河川整備（多自然川づくり）や、砂浜を守り、水辺の快適性と利用しやすさに配慮した海岸整備を推進し、水辺の保全を図ります。
- ・港湾緑地の整備により快適で潤いのある港湾環境の創出を図ります。
- ・沿岸域の環境や漁場の保全に向け、上流域における森づくり（魚の森づくり）を推進します。

○資源循環型社会の形成—廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

- ・新潟県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、県、海岸管理者、市町村が連携した海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制の取組を推進します。

4)新潟県水環境保全基本方針

新潟県では、健全で恵み豊かな水環境を確保し、これを良好な状態で将来に継承していくため、「新潟県生活環境の保全等に関する条例（平成 8 年 10 月全面改正）」において、県が水環境保全基本方針を策定すると定めている。これに基づき、「新潟県水環境保全基本方針」（平成 12 年 2 月策定、令和 3 年 3 月最終改訂）を定めており、その概要は次のとおりとなっている。

○方針の位置付け

この方針は、新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき策定するもので、新潟県総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指すために水環境の面からの取組を示すものです。また、新潟県環境基本計画の水環境保全分野の個別の方針・計画として、県民、事業者、民間団体、市町村及び県の参加と連携、協働により将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくための指針となるものです。

○方針の対象

(1) 対象とする水環境

この方針の対象は、河川、湖沼、沿岸海域等の水域、地下水、水辺地及び水源かん養域としての森林等とし、対象とする分野は、水質、水の循環、水とのふれあい、水辺環境とその生物多様性とします。

(2) 対象主体及び対象地域

対象主体は県民、事業者、民間団体、市町村及び県とし、対象地域は県内全域とします。

○方針の基本理念

新潟県の豊かな水環境を保全・創造し、活用を図りつつ次の世代へ継承していくため、基本理念を『豊かな自然に恵まれた水環境を保全し創出する』とし、これに基づいて引き続き水環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

5)海岸に関する諸計画等

沿岸には、海岸と関わりの深い様々な計画・事業がある。

(表－18 新潟県沿岸域における海岸に関する諸計画一覧表)

(12) 海岸への要請

1) 県民意識調査

新潟県水環境保全基本方針の策定にむけて、令和元年度に県が全県域を対象に行った水環境保全についての意識調査によると、海岸に対する満足度では、「海岸のゴミの少なさ」が「やや不満」と「非常に不満」をあわせると60%近くと不満の割合が高くなっている。他の全ての項目では「普通」という回答が最も多く、「満足」や「不満」をあまり感じていない結果となっている。

現在海岸で行っていることと、将来海岸でやりたいことでは、現状では「景色を楽しむ」「ドライブ」「散歩」等の自然的環境を利用した行為とともに、「水遊び」「花火、花火見物」「水泳」などのレクリエーションも多い。将来的には、「水遊び」「バーベキュー・キャンプ」等が現状に比べて大きく増加している。

海岸の環境保全上重要なこととしては、「工場排水による汚濁を軽減」「家庭からの汚濁を軽減」がともに45%を超えており、汚濁負荷削減対策が重要との回答が最も多く、ついで「侵食防止対策」が40%を越え、「樹林の保全による海の動植物の生息環境の保全」は30%を越えている。

(図-48 海岸に対する満足度)

(図-49 海岸の環境保全上重要なこと)

(図-50 現在海岸で行っていること、将来海岸でやりたいこと)

2) 住民説明会での住民意見

海岸保全基本計画策定にあたり、平成13年8月から平成14年2月の間に、県下全域の海岸関係30市町村において住民説明会を開催した。説明会では、海岸法改正の趣旨や海岸保全基本計画策定の背景を説明し、各地域における海岸保全施設整備の現状や今後の計画について意見聴取を行った。住民説明会は、概ね市町村を単位とした33会場で開催し、住民参加人数は県下全域で694人であった。

新潟北沿岸の説明会では、次のような住民意見があった。

(防護面に関する要請)

全体的に海岸侵食対策についての要請が多く、その中でも、砂浜そのものの保全と安全性の向上に対する強い要請があった。また、ある程度海岸保全施設の整備が進み砂浜が保全・回復された海岸のなかには、飛砂が多くなっている海岸があり、このような地域では、海岸保全の一環として植栽等による対策に取り組むべきとの意見があった。

河口閉塞の生じている河川については、河口等に堆積した土砂を海岸侵食対策に有効利用するよう、要請もあった。

- ・ 「年々砂浜の消失や汀線後退が続いている」
- ・ 「何十年前から侵食を防止するよう要望しているが、効果が上がっていない」
- ・ 「白砂青松海岸で有名な神林の海岸も、年々削られている。既設離岸堤の開口部を狭めるなど、より一層の防護を図るべき」
- ・ 「砂浜がほとんど無くなってしまったため、毎年の冬季風浪で繰り返し護岸に波浪が直接ぶつかり危険な状態だ」
- ・ 「海浜植生が自生している砂浜は飛砂がほとんど生じていない」
- ・ 「樹林帯の整備と一体となり、飛砂対策も念頭に置いた海岸保全を」
- ・ 「河口では土砂が溜まっているが、隣の海岸は侵食されているので、川と海が一体となった整備が必要だ」

(環境面に関する要請)

景観については、海岸保全施設の防護効果の恩恵を受けている関係住民が多く参加したためか、離岸堤や消波工等のコンクリート構造物に対する苦言はほとんど無かった。同一地区の中でも、砂浜の回復を重視し、堆砂効果の高い離岸堤を望む住民意見と、景観上優れた人工リーフ・潜堤を望む住民意見が混在することもあった。

環境については、沖合保全施設等の設置位置について計画段階から漁場・藻場位置との調整を図るよう要請があった。また、白砂青松のような良好な

景観・環境を有する海岸についても侵食対策を望む声が多い。しかし、その場合にも、緩傾斜護岸のようにアクセス性が確保され、かつ施設前面の砂浜が保全されるような形態が望まれていた。

- ・ 「松林だけではだめだ。砂浜が一体となって保全されることが大事。その中間に護岸があってもやむを得ないが、必ず護岸の前に砂浜を残してほしい」
- ・ 「砂浜や、浜崖を防止するためには、既設の離岸堤の開口部を無くすなど、より一層波を殺すことが必要」
- ・ 「離岸堤や人工リーフを作ろうとする沖合には、貴重な藻場もあるので、計画には配慮してほしい」

(利用面に関する要請)

海岸利用については、施設の改築などにより、海辺への近づきやすさや景観の改善を求める意見があった。また、海岸利用者の多さに比例して増えるゴミ投棄など、海岸利用のマナーの悪さについて、問題を提起する意見もあった。利用度の高い海域での、利用者間の調整も課題となっていた。

- ・ 「直立護岸には、階段を設けて海辺に降りやすくしてほしい」
- ・ 「観光地にふさわしく、離岸堤を潜堤化し景観を改善すべき」
- ・ 「離岸堤の背後は、波が穏やかなので海水浴客が好んで泳いでいる」
- ・ 「地元以外の利用者のマナーが悪い。マナー向上の啓発は隣県利用者も対象にすべき」
- ・ 「海水浴で混雑する砂浜への車両乗り入れが多く危険」
- ・ 「海水浴と競合しない、マリレジャーに利用できる砂浜を確保してほしい」

(その他)

関係住民や利用者が、海岸づくりについて非常に大きな関心を寄せている意見もあった。

- ・ 「海水浴利用だけでなく、サーフィンやプレジャーボートの利用に適した海岸づくり・工法の選定についても検討してほしい」
- ・ 「計画段階から広く利用者や地域住民の意見を聴いてほしい」

1.4 沿岸の長期的な在り方

(1) 沿岸の課題

新潟北沿岸における自然的・社会的特性や地域の特性、及び海岸への要請を踏まえ、海岸全体における課題について、海岸の防護、環境の整備と保全、公衆の適正な利用の3つの視点から検証し、海岸全体としての課題を明らかにする。

1) 海岸の防護に関する課題

本沿岸は、越後山脈・三国山脈等の高い山々で囲まれ、これらの山岳に源を発する信濃川・阿賀野川・関川・荒川など数多くの河川が、新潟平野等を潤して日本海に注いでいる。この様な河川によって育まれた平野と砂丘が比較的単調な海岸線を形成している事が、本沿岸の大きな特徴である。また、夏季に静穏で、冬季には北西の季節風により高波浪が来襲する特性を有しており、全般にこの冬季風浪による海岸侵食が進行し、年々汀線が後退している。そして、汀線の後退に伴い、海岸構造物の被災、背後地の人家や公共施設、ならびに道路・鉄道等の交通機関への越波災害も度々発生している。

そのため、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、防護は最重要課題であることは変わらず、海岸侵食に対する保全効果の早期発現が求められていて、さらに自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、より高い次元での調和が求められている。

海岸侵食の要因としては、土砂供給量の減少、漂砂バランスの崩壊などが大きく影響しており、面的防護のさらなる推進や、海岸部における人為的な土砂供給：サンドバイパス・サンドリサイクルへの取り組みが重要となっている。

津波については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定・施行され、平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に新たな知見による津波断層モデル(60断層)が公表された。新潟県では、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を平成29年11月に作成した。これによるとこれまでの想定を上回る津波水位が示されている箇所もあり、ハード・ソフト両面からの対策が急務となっている。

また、比較的発生頻度の高い津波については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸

保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

気候変動の影響については、気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇により海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等のおそれがある。

2) 環境の整備と保全に関する課題

本沿岸の大部分は、砂浜や砂丘から成り、中条、新潟、柏崎等の海岸は、砂浜と松林が一体となった白砂青松の海岸として代表的なものである。海食崖等の景観は、豪壮な笹川流れ、米山等に限られるが、いずれも貴重な観光資源となっている。

このような優れた自然は、生物の生息環境、水産資源の育成環境など各種環境の創生の基盤をなすものである。こうした自然環境を積極的に保全するとともに、砂浜の回復などのように、失われた環境・景観については、復元・回復させることが強く望まれている。また、貴重種の分布や藻場などの環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。

しかし、新潟北沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、災害に対する防災面の強化がなされた一方で、消波ブロック等で覆われる海岸がここ数十年の間で急増しており、これらの貴重な自然的海岸景観が失われつつある。

このように、過去に整備された線的防護の海岸保全施設により、景観が著しく損なわれている例もあり、施設の更新・改築時には景観の改善も考慮しなければならない。

毎年、冬季風浪後など大量のゴミ等が海岸に打ち上げられるが、その処理については、海岸愛護活動が積極的に行われていて、特に利用度の高い夏場には、清潔さが保たれている。しかし、人為的なゴミ投棄により、海岸環境が著しく損なわれている事例も見受けられる。

3) 公衆の適正な利用に関する課題

本沿岸は、環日本海圏の窓口として、諸外国との交流において重要な位置を占めている。また、高速道路網等の整備に伴い、列島を縦横断的に物流と人の流れが拡大し、内陸側の温泉地、スキー場等とタイアップするなどの面的な連携により、海岸利用の増進が図られており、これにともない利用の種類の多様化も進んでいる。

また、砂浜は最も身近な自然空間として、海水浴、散策、各種イベント会場としての利用や、環境学習・青少年育成活動の場としての利用が広がっており、最近では釣りやウインドサーフィン、スキューバダイビング等の海洋性レクリエーションの利用ニーズも多く、海辺への近づきやすさの改善や砂浜面積の確保などの要請が強まっている。

新潟北沿岸においては、地域住民を中心とした海岸愛護活動は大変盛んであり、新潟県では、令和6年12月末時点の海水浴場指定数が全国1位（日本観光協会「2024年度版数字でみる観光」）と非常に多く、そのほとんど全てで毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。このように、海岸をよく利用する地域住民の“自分たちの海岸”に対する愛着の深さがうかがえる。

しかし、冬季風浪後等に打ち上がる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生してきており、これらに対処するために海岸愛護、美化に関する啓発活動を通じ、海岸利用のマナー向上や地域住民による海岸清掃等の海岸愛護活動を、より一層推進していく必要がある。

また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携した海岸愛護の啓発方法などを検討する必要がある。

海岸では、このほかにも、水産活動、海洋性レクリエーション、港湾・漁港など、多種多様な利用がなされているが、利用・開発と環境保全の調整や、利用者間のトラブルへの対応等に対し、要請が高まってきているため、今後は、海岸に関する関係者等が、相互に意志疎通を密にし、開発と環境保全や利用者同士など、相互の調整を図りつつ、より快適で豊かな海岸の保全を目指していく必要がある。

今後も、海岸における公衆の適正な利用を確保することを目的として、地域の自然を活かし、親水性の向上を目的とした施設整備のほか、多様化する海岸利用の増進に資する施設整備の推進や周辺の観光資源・地域拠点との連

携が必要とされる。

また、地域の活性化に向け、周辺の地域計画との整合を図り、かつ長期的展望をふまえた総合的な海岸の利活用を図っていくことが望まれている。

(2) 海岸保全の目標

新潟北沿岸における課題に対処し、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理の実現を目指し、本沿岸における海岸保全の目標、いわゆる海岸の長期的な在り方を定めるものとする。

1) 新潟北沿岸の長期的な在り方

① 防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～

厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、環境面、利用面との調和のとれた面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。

海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、ハード面の整備に加えて、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。

② 環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切にする ～

優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組みを進めるものとする。

③ 利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～

多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。

2) 海岸全体の目標

海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に関係する歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。

① 海岸の防護に関する施策

ア) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書で用いられた代表的濃度経路(RCP)シナリオにおける、2℃上昇シナリオ(RCP2.6)の将来予測結果を踏まえた外力の長期的な変化を考慮し、防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。

a) 防護すべき地域

高潮・波浪、津波等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪または設計津波に対して、海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき地域として設定する。

b) 防護水準

○ 高潮・波浪に対する防護水準

高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。

(計画高潮位の設定)

下記の2値を比較し高い値を採用する。

- ・ 既往最高潮位 + 平均海面上昇量
- ・ 朔望平均満潮位 + 気候変動を考慮した潮位偏差 + 平均海面上昇量

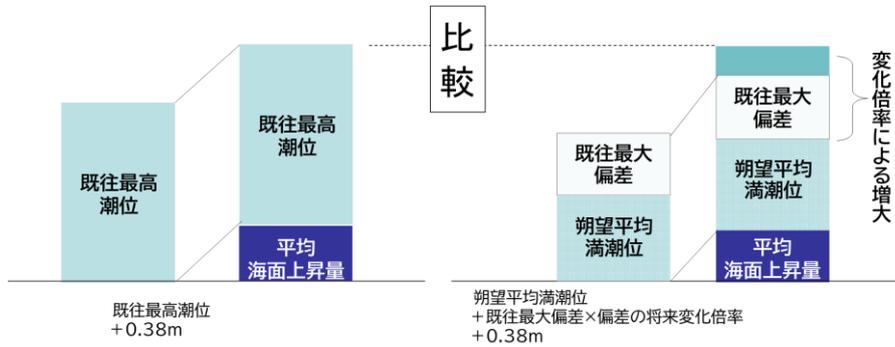


図-1.4.1 計画高潮位の設定イメージ

(波浪による打ち上げ高の設定)

- ・ 計画波浪は「新潟県沿岸波浪推算業務換算沖波算出マニュアル」(平成20年4月、新潟県農林水産部漁港課)の値(50年確率波)を採用し、波浪の長期変化等の影響分を見込む。
- ・ 各地区海岸の代表断面と計画波浪から打ち上げ高を算出する。

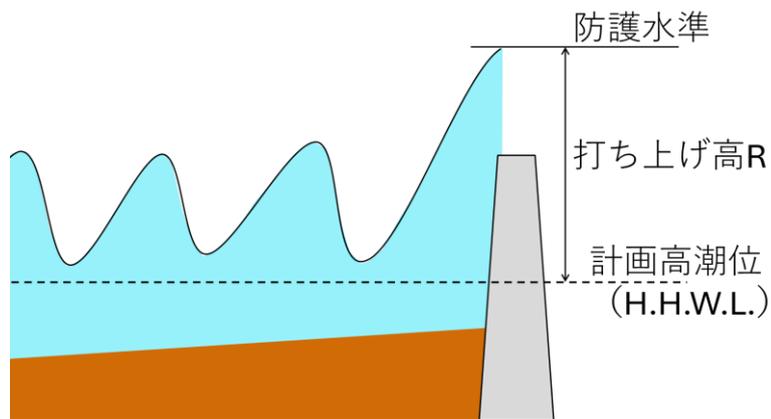


図-1.4.2 高潮・波浪に対する防護水準の設定イメージ

○津波に対する防護水準

津波からの防護が必要な海岸については、設計津波（レベル1津波）に対して防護することを目標とする。

また、津波に対する防護水準は、断層モデルによる広域地盤沈下の影響を考慮する。

（設計津波水位の設定）

新潟県設計津波に関する連絡調整会議にて検討した新潟地震津波、日本海中部地震津波、北海道南西沖地震津波を対象とする。

ゾーン区分ごとに、朔望平均満潮位に気候変動の影響による平均海面上昇量（0.38m）を加えた潮位を初期潮位として津波シミュレーションを実施し算出する。

（表－19 防護水準一覧）

- イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。また、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の海岸保全施設の整備を推進していく。
- ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。
- エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。
- オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。
- カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。
- キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。
- ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。
- ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、ハード面での整備に加えて、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。
- コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。
- サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、計画的に施設の更新・改築を行う。

②環境の整備と保全に関する施策

- ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。
- イ) 絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。
- ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。
- エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことによって、良好な海岸空間の形成に努める。
- オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。
- カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。
- キ) 海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。

③公衆の適正な利用に関する施策

- ア) 各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。
- イ) 沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。
- ウ) 利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。
- エ) 海岸協力団体制度を活用し、市民が自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等の活動を行うことを積極的に支援する。
- オ) 環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。
- カ) 海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

2.1 沿岸のゾーニング

海岸の保全にあたっては、前述した、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。このため、新潟北沿岸では、地形条件及び自然的特性、社会的特性等、類似した性格を有する一連の区域毎に図-2.1.1のようにゾーン区分した。

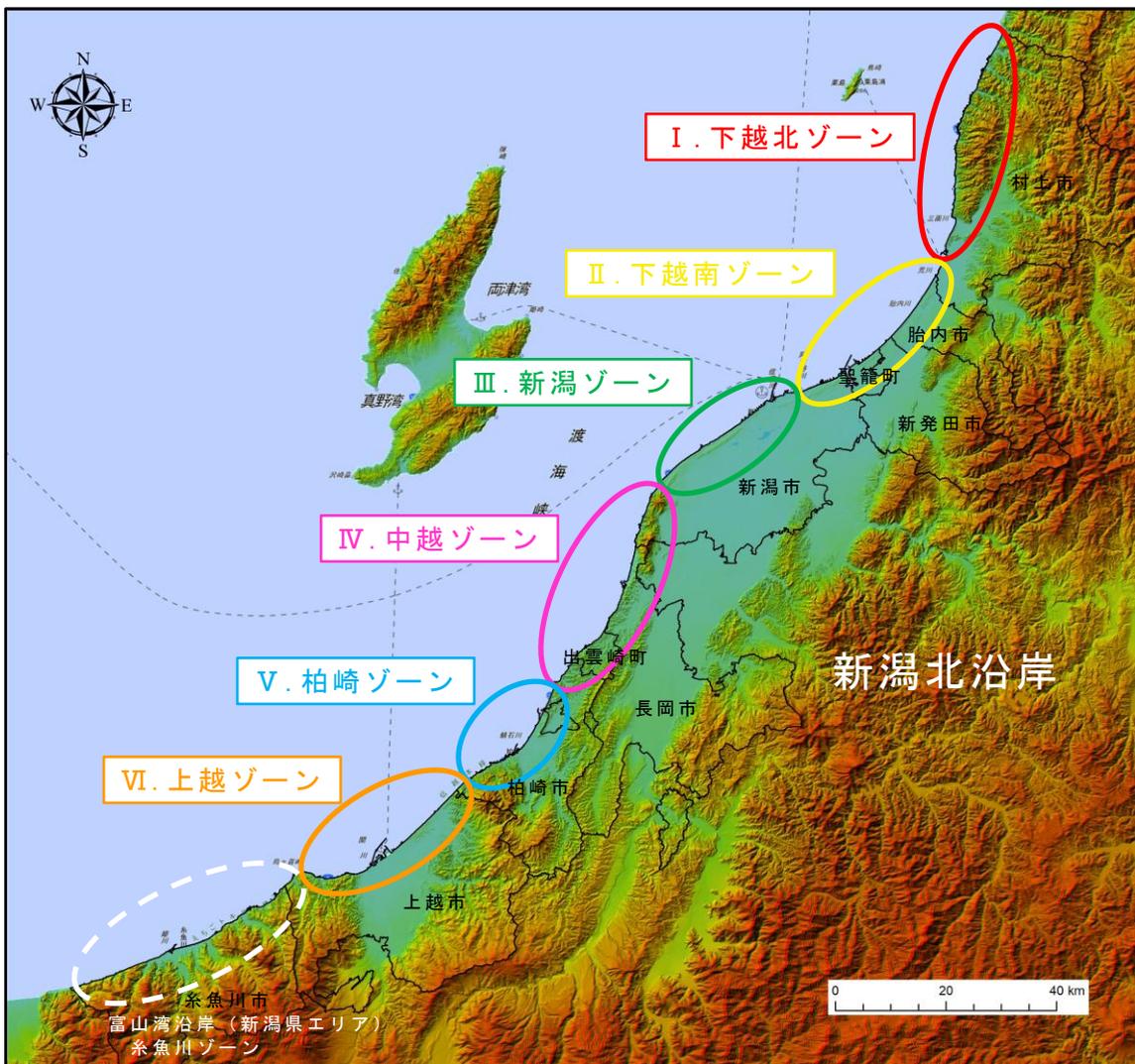


図-2.1.1 新潟北沿岸におけるゾーン配置図

2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策

各ゾーンの特性と沿岸における課題点(海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、公衆の海岸の適正な利用)及び計画の基本方針を踏まえ、ゾーン毎の海岸保全の施策を表-2.2.1に示す。

表-2.2.1 各ゾーンの特性及び海岸保全の施策の設定

ゾーン名	ゾーンの特性			海岸保全の施策
	防護	環境	利用	
下越北 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆海岸背後には国道7号や国道345号、JR羽越本線などがあり、交通の要所となっているほか、人家集中地域も交通網に連なり海岸線近くに点在する。 ◆岩船～三面川は、一連の砂浜海岸であるが、三面川以北は、主に岩石性海岸や崖海岸でポケットの形状をした海浜が点在する。 ◆海岸侵食による砂浜の消失が著しく、道路や鉄道への越波や欠壊被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆名勝「笹川流れ」の奇岩と松の海岸景観など、優れた自然景観が続いている。 ◆山北から岩船港周辺までの海岸は、瀬波笹川流れ粟島県立自然公園となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆村上市を拠点として笹川流れ、サケ、温泉等を資源とした地域観光がなされている。 ◆海岸沿いの幹線道路と接続する海水浴場が多く分布する。 ◆ゾーン内には、岩船港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆侵食、それに伴う越波対策として、景観保全と利用状況に配慮した海浜保全を最優先させ、海浜の安定、回復、さらには親水性の向上を目的とした、人工リーフ・港堤、離岸堤、養浜工、突堤、護岸を組み合わせた面的防護を推進する。 ◆良好な自然環境を舞台として、また背後地域との関係を強めつつ、サケ、温泉を始めとする水産業・観光産業の充実、「笹川流れ」等の観光・名勝地を巡る日本海パークラインの軸の強化を図る。 ◆粟島への生活・観光拠点、また、県北部における物流拠点・広域観光レクリエーションの結節点として、地方港湾岩船港を中心に瀬波温泉や粟島など、地域の歴史や自然を生かした観光振興に役立つ施設の利用を推進する。
下越南 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆砂丘の発達した砂浜海岸であり、阿賀野川～新潟東港では侵食が著しい。また、近年では中村浜から北側の侵食が顕著となっていて、海岸保全施設の被災や浜岸の拡大が生じている。 ◆飛砂から背後地を防護するため、保安林整備が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆砂丘上に貴重な保安林、ハマナス、セナミスミレなどの砂丘植生、オオタカなどの鳥類が分布する。 ◆桃崎浜海岸には、新潟県の海岸では唯一の海浜植生群の保全を目的とした自然環境保全地域がある。 ◆海岸と森林が接続し、良好な白砂青松となっているが、近年、海岸侵食に伴う浜岸の拡大や、防護のための護岸整備などで景観が大きく変化している。 ◆神林海岸は、日本の白砂青松海岸百選に選ばれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県立紫雲寺記念公園整備など、豊かな自然の特色を生かした地域づくりが展開されている。 ◆白砂青松海岸を生かした健康づくりや、ビーチバレー大会などのイベントに海岸が利用されている。 ◆ゾーン内には、新潟港(東港区)がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆松塚漁港以西は、海水浴や市民交流の場として利用されているウォーターフロントであり、景観保全と利用状況に配慮する海岸保全を最優先し、海浜の安定、回復、さらには親水性の向上を目的として、人工リーフ、養浜工、突堤、護岸を組み合わせた面的防護を推進する。 ◆松塚漁港以東は、海岸侵食による越波災害が顕著に発生しており、砂浜の維持を目的とした離岸堤、養浜工、護岸を整備する。 ◆豊かな自然を生かした地域づくりとの協調、ならびに各種整備事業との調整や水産業の振興などとの関係を図りつつ、砂浜海岸と保安林とを基調とした利用を図る。 ◆国際拠点港湾新潟港(東港区)の臨海部の特性を活かした親水空間や海洋性レクリエーション空間の利用を推進する。
新潟 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆信濃川河口～新川では、離岸堤の整備よって海岸侵食を抑制しているが、離岸堤前面の堤体沈下等が発生している。そのため、静的な沿岸漂砂の制御を目的とした、突堤・ヘッドランド工法が採用されている。 ◆海岸背後には、新潟市の市街地と国道402号を始めとした主要交通機関が整備されているが、青山地区などでは、冬季の季節風による飛砂が大量に発生し、飛砂対策が実施されている。 ◆信濃川からの供給土砂の変化による影響を、最も受けている地域で、過去には地盤沈下の影響による海岸侵食が深刻でもあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆砂丘上に貴重な保安林、オオワンなどの鳥類の分布が見られる。 ◆新川河口周辺から以西の海岸は、佐渡弥彦米山国定公園となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県都新潟市のウォーターフロントであり、四季を通じて海洋性レクリエーションや散策等多様に利用されている。 ◆日本海夕日コンサートを代表に、様々なイベントに利用されている。 ◆海岸沿いの幹線道路と接続する海水浴場が多く分布し、利用客数も非常に多い。 ◆ゾーン内には、新潟港(西港区)と新潟空港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆本ゾーンは、四季を通じて県内外の利用者で賑わうウォーターフロントであり、多種多様なレクリエーションエリアである。そこで、景観保全と利用状況に配慮する海岸保全を最優先し、海浜の安定、回復、さらには親水性の向上を目的として、人工リーフ、離岸堤、人工海浜、突堤、護岸を組み合わせた面的防護を推進する。 ◆県都新潟市のウォーターフロントとして、既存の海浜公園や関連の利用計画相互の関係を図るとともに、国際拠点港湾新潟港(西港区)周辺における海洋性レクリエーションの需要増大に対応する機能の充実を図りつつ、海洋性レジャー基地等を始めとする多様な快適空間の形成を図る。
中越 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆大河津分水路周辺を除く海岸は、海岸侵食が進み、道路などへの越波が発生している。 ◆背後には国道402号(シーサイドライン)等の主要道路が通り、人家等も海岸線近くに点在することから侵食対策ならびに越波対策が進められている。 ◆一部では、冬季風浪による飛砂が発生しており、飛砂対策も求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆弥彦山を中心として、植物、動物、藻場などの貴重な自然が続いている。 ◆出雲崎地域では、特に藻場が集積している。 ◆大河津分水路周辺から以東の海岸は、佐渡弥彦米山国定公園となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆寺泊、弥彦を中心とした地域観光エリアを形成している。海岸沿いの国道402号は越後七浦シーサイドラインとして利用されている。 ◆海岸沿いの幹線道路と接続する海水浴場が多く分布する。 ◆ゾーン内には、寺泊港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆近年、海岸侵食が進行してきており、越波災害だけでなく、海水浴への支障といった問題が生じている。そこで、自然環境、景観、利用状況に配慮した防護を図るものとし、海浜の安定化、あるいは回復を目的とした離岸堤や親水護岸の整備を行う。 ◆総合的な海洋性レクリエーション基地の開発により、港湾及び地域の活性化を目指すとともに、各種開発計画間の調整を図りつつ、水産業の振興とも一体となり、地域色豊かな観光のさらなる発展を図る。
柏崎 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆観音岬～柏崎港は砂浜海岸であり、数多くの海水浴場が点在するが、侵食の著しい箇所も見られ、背後地への越波災害が懸念されている。 ◆柏崎港～聖ヶ鼻は岩石性・崖海岸であり、背後には、国道8号とJR信越本線が通っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆藻場、鳥類、保安林など優れた自然が続いている。 ◆鯨波海岸から上輪海岸は、佐渡弥彦米山国定公園及び米山福浦八景県立自然公園となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆良好な海水浴場やマリナー等の海洋施設が整備され、これらを生かした、活力あふれる快適な都市整備が目指されている。また、本ゾーンの一部に柏崎刈羽原子力発電所がある。 ◆海岸沿いの幹線道路と接続する海水浴場が多く分布する。 ◆ゾーン内には、柏崎港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆海水浴場や柏崎マリナーなど日本海と結びついた良好な観光資源・施設の充実や、水産業の振興などとの連携を図り、地域の振興計画に基づいた観光・レクリエーション利用を図る。 ◆柏崎港以西は海食崖等が続く岩石性・崖海岸であり、海岸景観的に優れているものの、海岸侵食による越波災害が発生している。そこで、景観保全と利用状況に配慮した防護を最優先し、人工リーフ、離岸堤などの整備を行う。 ◆柏崎港以東は、直線的な砂丘海岸であり、海水浴等のレクリエーションの場として多くの人に利用されている。しかしながら、海岸侵食に伴う災害が頻繁化していることから、利用状況に配慮した防護を最優先し、人工リーフ、離岸堤、突堤、養浜工の整備を行う。
上越 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆米山岬～柿崎は、砂浜幅の狭い砂浜海岸となっており、一部では、護岸前面の砂浜が消失しつつある。 ◆直江津港の北東の海岸、大潟海岸、柿崎海岸は砂浜海岸であるが、侵食が著しく、侵食対策が実施されている。 ◆直江津港の南西側の海岸は、砂浜海岸から岩石性海岸に変化していき、その海岸線にはJR信越本線・日本海ひすいラインや国道8号等の主要交通路及び人家が接近している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆米山海岸は、佐渡弥彦米山国定公園及び米山福浦八景県立自然公園となっている。 ◆大潟海岸の砂丘植物群落や保安林、オジロワシ等の鳥類など貴重な自然が分布する。 ◆五智国分海岸から西は、久比岐県立自然公園となっている。 ◆上越市では、環境学習の場としての海岸活用が盛んである。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農林業、工業あるいは史跡などを柱とした特色のある地域づくりが進められている。 ◆谷浜、直江津、鶴の浜温泉など、海水浴場として多くの県外客からも利用されている。 ◆ゾーン内には、直江津港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆冬季風浪等による海岸侵食、ならびに越波災害への対策、さらには民生の安定を図るために、人工リーフ、突堤、護岸等の整備を図る。 ◆重要港湾直江津港の周辺においては、観光・レクリエーションの信越地域の拠点として物流・人流機能の拡充を図りつつ、地域の振興計画に基づき、沿岸域に集積する貴重な自然環境を保全するとともに、その自然環境を活かした観光・レクリエーション利用を推進する。

2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定

(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当し、防護対策が新たに必要とされ施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸を対象とし設定した。

- ① 防護水準で定めた高潮・波浪、設計津波によって背後地の被害が想定される区域
- ② 現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域
- ③ 現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域

(2) 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を高潮・波浪等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要であることから、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を設定した。

各区域の範囲を「海岸保全基本計画添付図」に示す。

2.4 海岸保全施設の諸元の整理

沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を表-2.4.1及び基本計画添付図に示す。

(1)沿岸内の区域の整理

海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、**目安高**（**沖合施設等を考慮しない場合に想定される堤防、護岸等の天端高**）、現況の海岸保全施設を示す。

(2)海岸保全施設の種類及び規模

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。

なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び**海岸保全施設の目安高**を記載している。

海岸保全施設の目安高は、「高潮・波浪に対する防護水準」と「津波に対する防護水準」のうち高い値を設定する。なお、計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

(3)受益の地域とその状況

受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、**越波及び津波**による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。

(4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。

表-2.4.1(1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	下越北ゾーン	1	漁港	中浜漁港海岸	村上市中浜（中浜漁港）	299	T.P.+7.0	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	随時巡視点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら適切な維持・修繕を実施。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		2	建設	山北海岸（中浜地区）	村上市中浜	1,723	T.P.+6.5	護岸、消波工、離岸堤、人工リーフ、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、原野、その他	国道7号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		3	建設	山北海岸（岩崎地区）	村上市岩崎	688	T.P.+6.6	消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	公共用地、原野、その他	国道7号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		4	建設	山北海岸（府屋地区）	村上市府屋	1,347	T.P.+7.7	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道7号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		5	漁港	府屋漁港海岸	村上市府屋（府屋漁港）	440	T.P.+7.6	護岸、離岸堤、消波工、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	随時巡視点検を実施し、適切な維持修繕を景観および環境にも配慮しながら、実施。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		6	建設	山北海岸（基石地区）	村上市基石	1,078	T.P.+10.3	護岸、消波工、人工リーフ、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	JR羽越本線及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 基石海水浴場
		7	建設	山北海岸（寝屋地区）	村上市寝屋	309	T.P.+8.2	離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		8	建設	山北海岸（芦谷地区）	村上市芦谷	400	T.P.+8.6	消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		9	建設	山北海岸（寒川地区）	村上市寒川	1,246	T.P.+7.7	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 寒川海水浴場

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。
 ※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	下越北ゾーン	10	建設	山北海岸（脇川・松影浜平地区）	村上市脇川～松影浜平	354	T.P.+8.8	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		11	漁港	脇川漁港海岸	村上市脇川（脇川漁港）	750	T.P.+9.3	護岸、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	随時巡視点検を実施し、適切な維持修繕を景観および環境にも配慮しながら、実施。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		12	建設	山北海岸（脇川地区）	村上市脇川	475	T.P.+8.8	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		13	建設	山北海岸（今川地区）	村上市今川	989	T.P.+9.0	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 今川海水浴場
		14	建設	山北海岸（板貝地区）	村上市板貝	573	T.P.+7.5	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 板貝海水浴場
		15	建設	山北海岸（笹川地区）	村上市笹川	150	T.P.+8.4	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 笹川海水浴場
		16	漁港	桑川漁港海岸	村上市桑川（桑川漁港）	759	T.P.+8.5	護岸、離岸堤、消波工、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	随時巡視点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を実施。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		17	建設	山北海岸（桑川地区）	村上市桑川	1,102	T.P.+8.1	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持管理・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 桑川海水浴場
		18	建設	山北海岸（浜新保地区）	村上市浜新保	935	T.P.+8.1	護岸、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持管理・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 浜新保海水浴場

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	下越北ゾーン	19	建設	村上海岸（馬下地区）	村上市馬下	495	T.P.+10.7	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		20	建設	村上海岸（早川・吉浦地区）	村上市早川～吉浦	3,155	T.P.+7.3	護岸、離岸堤、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		21	建設	村上海岸（柏尾地区）	村上市柏尾	1,732	T.P.+8.3	護岸、消波工、突堤工、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 柏尾海水浴場
		22	建設	村上海岸（間島地区）	村上市間島	1,170	T.P.+8.1	護岸、離岸堤、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		23	建設	村上海岸（野潟地区）	村上市野潟	1,043	T.P.+8.1	護岸、離岸堤、消波工、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 野潟海水浴場
		24	建設	村上海岸（大月地区）	村上市大月	1,193	T.P.+7.3	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及びJR羽越本線が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		25	建設	村上海岸（岩ヶ崎・大月地区）	村上市岩ヶ崎～大月	510	T.P.+7.3	護岸、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及びJR羽越本線が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		26	建設	村上海岸（岩ヶ崎地区）	村上市岩ヶ崎	473	T.P.+7.3	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及びJR羽越本線が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	下越北ゾーン	27	建設	村上海岸（瀬波地区）	村上市瀬波字浜	2,491	T.P.+6.5	護岸、離岸堤、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、原野、その他	瀬波温泉施設が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 白砂青松 瀬波温泉海水浴場
		28	港湾	岩船港海岸（温泉町地区）	村上市瀬波温泉（岩船港）	1,115	T.P.+6.5	離岸堤、護岸	護岸等※1	村上市の一部	住宅地、公共用地、原野、その他	海岸直背後は、瀬波温泉を擁し、また海水浴場として特に利用者が多い海岸であり、緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 瀬波温泉海水浴場
		29	港湾	岩船港海岸（瀬波地区）	村上市瀬波温泉～岩船三日市（岩船港）	2,103	T.P.+6.5	離岸堤、護岸、人工リーフ、突堤	護岸等※1	村上市の一部	住宅地、公共用地、森林、その他	岩船港や瀬波温泉に隣接し、海水浴場として利用者が多い海岸であり、緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 瀬波温泉海水浴場 岩船海水浴場
	30	港湾	岩船港海岸（岩船南地区）	村上市岩船（岩船港）	1,706	T.P.+5.6	突堤					侵食対策施設として突堤が整備されており、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
	31	建設	神林海岸（塩谷地区）	村上市塩谷	2,471	T.P.+5.6	護岸堤、突堤、護岸、消波堤	護岸等※1、突堤、養浜工	村上市の一部	住宅地、農地、森林、原野、その他	お蔭場森林公園及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて人家連たん区間の荒川河口部から塩谷海岸までは年12回程度、その他の区間は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。		
	32	建設	中条海岸（桃崎浜地区）	胎内市桃崎浜	2,901	T.P.+5.6	護岸、離岸堤、人工リーフ、養浜工、消波堤	離岸堤等※2、養浜工	胎内市の一部	住宅地、農地、森林	荒川河口管理境界から胎内川河口右岸までの区間について、国道345号や113号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されており、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年12回程度実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	桃崎浜地区自然環境保全地域 村松浜海水浴場	
	33	建設	中条海岸（荒井浜地区）	胎内市荒井浜	3,343	T.P.+5.6	護岸、離岸堤	離岸堤等※2、養浜工	胎内市の一部	住宅地、農地、森林	国道113号や一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されており、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年12回程度実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。		

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考	
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況			
新潟北沿岸	下越南ゾーン	34	建設	中条海岸（笹口浜地区）	胎内市笹口浜	2,068	T.P.+5.6	離岸堤、突堤、消波堤	離岸堤等※2	胎内市の一部	住宅地、農地、森林	国道113号や一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、施設の重要度の高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて胎内川から胎内風力発電所までの区間は年12回程度、その他の区間は、防護上、利用上の影響が少ないことから年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。		
		35	建設	中条海岸（中村浜地区）	胎内市中村浜	2,369	T.P.+5.6					国道113号や一部区間に住家が近接しており、侵食対策として保安林施設が整備されている。新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。		
		36	建設	中条海岸（村松浜地区）	胎内市村松浜	2,889	T.P.+5.6					村松浜海水浴場	国道113号や一部区間に住家が近接しており、侵食対策として保安林施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年3回程度、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		37	建設	紫雲寺海岸（藤塚浜地区）	新発田市藤塚浜	1,904	T.P.+5.6	人工リーフ、養浜工				藤塚浜海水浴場	紫雲寺記念公園があり、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が特に多く、施設の重要度の高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて松浜漁港区域境から紫雲寺記念公園までの区間は年12回程度、その他の区間は、防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		38	建設	聖籠海岸（次第浜地区）	聖籠町大字次第浜	1,050	T.P.+6.4	護岸、養浜工	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	聖籠町の一部	住宅地、海浜公園、農地、森林	次第浜海水浴場	社会福祉施設や住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海岸利用があり、施設の重要度の高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて施設がある区間は年12回程度、次第浜海水浴場がある区間は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		39	港湾	新潟港海岸（聖籠海岸地区）	聖籠町大字網代浜～次第浜（新潟港）	2,521	T.P.+5.6	突堤、護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	聖籠町の一部	住宅地、農地、工業用地、森林	網代浜海水浴場	海水浴場や海洋レクリエーションの拠点として年間を通じて利用者が多い海岸であり、緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		40	港湾	新潟港海岸（松浜海岸地区）	新潟市北区松浜8丁目～太郎代（新潟港）	7,503	T.P.+8.0	護岸、消波工、消波堤、突堤、離岸堤、堤防	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	新潟市の一部	住宅地、農地、工業用地、森林	鳥見浜海水浴場	海岸背後の一部が石油コンビナート等特別防災区域であること及び海水浴場として利用者が多い海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	

※1: 施設の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2: 施設の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3: 計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(6) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類の		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考	
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況			
新潟北沿岸	新潟ゾーン	41	港湾	新潟港海岸（東海岸地区）	新潟市東区臨港町～松浜町（新潟港）	3,874	T.P.+5.8	堤防、突堤、離岸堤、護岸、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	新潟市の一部	市街地、工業用地、農地、住宅地、その他（新潟空港）	海岸背後の一部が石油コンビナート等特別防災区域であるほか、新潟空港やゼロメートル地帯の住宅密集地を抱えていること及び海水浴場として利用者が多い海岸であり、緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	山の下船江町浜海水浴場	
		42	港湾	新潟港海岸（西海岸地区）	新潟市中央区西船見町（新潟港）	2,475	T.P.+5.8	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ、養浜工	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	新潟市の一部	市街地・工業用地農地・住宅地	海岸背後は住宅地を抱えていること及び海水浴場として利用者が多い海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	日和山浜海水浴場	
		43	建設	新潟海岸（寄居浜・関屋地区）	新潟市中央区窪田町～関屋	3,862	T.P.+5.8	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ、養浜工、ヘッドランド、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2、ヘッドランド、養浜工	新潟市の一部	市街地・工業用地農地・住宅地	（寄居浜地区） 海岸背後は住宅地を抱えていること及び海水浴場として利用者が多い海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 （関屋地区） 海岸背後は住宅地を抱えていること及び海水浴場として利用者が多い海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、直轄により侵食対策施設が整備されている。直轄整備期間は、週1回以上の巡視を行う。直轄整備完了後は、新潟県河川海岸巡視要綱に基づいた巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	協定海岸 関屋浜海水浴場	
		44	建設	新潟海岸（青山地区）	新潟市西区青山地区	7,884	T.P.+4.7	緩傾斜護岸、離岸堤、人工リーフ、ヘッドランド、養浜工、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	新潟市の一部	住宅地、農地、林地、砂浜	市街地があり、一部区間では直轄により侵食対策施設が整備・管理されている。直轄整備期間は、週1回以上の巡視を行う。直轄整備完了後は県管理区間と合わせて新潟県河川海岸巡視要綱に基づいた巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	青山海岸海水浴場	
		45	漁港	新川漁港海岸	新潟市西区五十嵐三の町（新川漁港）	480	T.P.+4.8	離岸堤、突堤、護岸					定期巡視を年3回、異常気象時はその都度実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		46	建設	新潟海岸（内野浜地区）	新潟市西区上新町	2,649	T.P.+4.8	人工リーフ	離岸堤等※2、養浜工	新潟市の一部	森林・公共用地保安林	国道402号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園 内野浜海水浴場	

※1:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(7) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考	
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況			
新潟北沿岸	新潟ゾーン	47	漁港	巻漁港海岸	新潟市西蒲区角田浜(巻漁港)	228	T.P.+3.9	離岸堤、消波堤				定期巡視を年3回、異常気象時はその都度実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園	
		48	建設	巻海岸(角田・越前・四ツ郷屋地区)	新潟市西蒲区角田浜～西四ツ郷屋	9,156	T.P.+3.9	護岸、消波工、離岸堤、人工リーフ、消波堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	新潟市の一部	住宅地、森林、公共用地、保安林		国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 四ツ郷屋浜海水浴場 越前浜海水浴場 角田浜海水浴場
		49	建設	巻海岸(五ヶ浜・角田地区)	新潟市西蒲区角海浜～五ヶ浜	2,710	T.P.+3.9	護岸、離岸堤					国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 浦浜海水浴場
	50	建設	岩室海岸(下山地区)	新潟市西蒲区間瀬	174	T.P.+3.9	護岸、人工リーフ					国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 間瀬下山海水浴場	
	51	漁港	間瀬漁港海岸	新潟市西蒲区間瀬(間瀬漁港)	822	T.P.+3.9	護岸、離岸堤					新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園	
	52	建設	岩室海岸(間瀬地区)	新潟市西蒲区間瀬	2,041	T.P.+4.0	護岸、人工リーフ、離岸堤、消波工	離岸堤等※2	新潟市の一部	住宅地、公共用地			国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 田ノ浦海水浴場 間瀬下山海水浴場
	53	港湾	寺泊港海岸(寺泊地区)	長岡市寺泊(寺泊港)	2,343	T.P.+5.3	護岸、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	長岡市の一部	住宅地、その他			海水浴場や海洋レクリエーションの拠点として、また背後には魚の市場通り等の観光地として年間を通じて特に利用者が多い海岸であることから、海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 寺泊中央海水浴場
	54	建設	寺泊・出雲崎海岸(山田～田ノ尻地区)	長岡市寺泊金山～山田	6,430	T.P.+5.2	離岸堤、護岸、消波堤、養浜工	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	長岡市の一部	住宅地、農地			国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	金山海水浴場
	55	建設	寺泊・出雲崎海岸(井鼻・久田地区)	出雲崎町大字井鼻～久田	3,370	T.P.+4.9	離岸堤、護岸、消波堤	離岸堤等※2	出雲崎町の一部	住宅地、農地			国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年4回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	井鼻海水浴場

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(8) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		主要な施設の種類				受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	規 模		現況施設	計画施設	地 域	状 況		
						延長 (m)	目安高 (m)						
新潟北沿岸	中越ゾーン	56	漁港	出雲崎漁港海岸	出雲崎町尼瀬～羽黒町（出雲崎漁港）	3,191	T.P.+5.8	護岸、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	出雲崎町の一部	住宅地、農地	新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、施設の適切な維持・修繕を行う。	
		57	建設	出雲崎朝日海岸（勝見～尼瀬地区）	出雲崎町勝見～尼瀬	1,870	T.P.+5.8	離岸堤、護岸、消波堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	出雲崎町の一部	住宅地、農地	国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年31回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		58	建設	出雲崎朝日海岸（石地地区）	柏崎市西山町石地	330	T.P.+5.6	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、森林 公共用地（国道）	国道352号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用者が特に多く、施設の重要度が高いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		59	漁港	石地漁港海岸	柏崎市西山町石地（石地漁港）	1,035	T.P.+5.9	護岸、離岸堤、波除堤	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、その他	台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年2回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	60	建設	柏崎朝日海岸（椎谷・大崎・石地地区）	柏崎市坂之下～柏崎市西山町石地	4,550	T.P.+4.4	護岸、離岸堤、消波工、人工リーフ、突堤	離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、農地、森林、公共用地（国道）	国道352号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	石地海水浴場 大崎海水浴場 長浜海水浴場	
	61	漁港	高浜漁港海岸	柏崎市椎谷（高浜漁港）	194	T.P.+5.2	離岸堤、護岸、突堤				台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年2回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	62	建設	柏崎海岸（椎谷・宮川・荒浜地区）	柏崎市宮川～椎谷	4,900	T.P.+4.5	護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ				国道352号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用者や、一部区間に海水浴場の利用者が特に多く、施設の重要度が高いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて海水浴場と施設が近接している柏崎市宮川は年12回程度、住宅が近接している柏崎市椎谷及び柏崎市大湊は年3回程度、柏崎市青山町及び柏崎市荒浜4丁目目は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	高浜海水浴場	
	63	漁港	荒浜漁港海岸	柏崎市松波～荒浜（荒浜漁港）	3,610	T.P.+4.4	離岸堤				台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年2回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
64	建設	柏崎海岸（荒浜地区）	柏崎市東港町～安政町	2,378	T.P.+4.6	護岸、離岸堤、人工リーフ、突堤	養浜工	柏崎市の一部	住宅地、工業用地、森林	海岸公園が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴所湯の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	中央海水浴場		

※1:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(9) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	柏崎ゾーン	65	港湾	柏崎港海岸(柏崎地区)	柏崎市西港町(柏崎港)	936	T.P.+5.5	護岸、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地	背後に住宅地を抱えていること及び海水浴場や海洋レクリエーションの拠点として特に利用者が多い海岸であり緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき年2回および台風来襲時に巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		66	港湾	柏崎港海岸(鯨波地区)	柏崎市東の輪町(柏崎港)	1,100	T.P.+5.5	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地	海水浴場や海洋レクリエーションの拠点として背後には海の家や駐車場等が存在し夏季には多くの利用者が訪れる海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき年2回および台風来襲時に巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	番神・西番神海水浴場 東の輪海水浴場
		67	建設	柏崎海岸(鯨波地区)	柏崎市鯨波	942	T.P.+6.1	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2、 養浜工	柏崎市の一部	住宅地、森林、 その他(鉄道)	JR信越本線及び住宅地が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福 浦八景県立自然公園 鯨波海水浴場
		68	建設	柏崎海岸(西鯨波地区)	柏崎市西鯨波	444	T.P.+6.1	人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	森林、その他 (鉄道、国道)	JR信越本線及び民宿が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福 浦八景県立自然公園 西鯨波海水浴場
		69	建設	柏崎海岸(青海川地区)	柏崎市青海川	700	T.P.+5.9		護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、農地、 森林、その他 (鉄道)	JR信越本線及び住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福 浦八景県立自然公園 青海川海水浴場
		70	建設	柏崎海岸(笠島・上輪新田地区)	柏崎市笠島～上輪新田	1,755	T.P.+6.1	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	森林、農地、そ の他(鉄道)	新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、当該区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福 浦八景県立自然公園
		71	建設	柏崎海岸(上輪地区)	柏崎市上輪	630	T.P.+5.5	護岸、離岸堤				住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が多く、施設の重要度が高いため、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福 浦八景県立自然公園 上輪海水浴場
	上越ゾーン	72	建設	柏崎海岸(米山地区)	柏崎市米山町	1,000	T.P.+6.0	護岸、離岸堤、人工リーフ、 消波堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、農地、 森林、その他 (鉄道)	JR信越本線及び住家が近接しており、浸食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福 浦八景県立自然公園 米山海水浴場

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(10) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	上越ゾーン	73	建設	柿崎海岸（柿崎竹鼻地区）	上越市柿崎区柿崎～竹鼻	4,535	T.P.+5.8	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	上越市の一部	その他	JR信越本線及び一部区間に国道8号、県道、住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて柿崎中央海水浴場付近は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	柿崎中央海水浴場
		74	漁港	柿崎漁港海岸	上越市柿崎区直海浜（柿崎漁港）	419	T.P.+5.6	離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	その他	年3回程度目視による点検を実施。施設に異常がある場合は、危険防止のための適切な措置を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		75	建設	柿崎海岸（上下浜～直海浜地区）	上越市柿崎区上下浜～直海浜	3,830	T.P.+5.3	護岸、消波堤、消波工、人工リーフ	離岸堤等※2	上越市の一部	住宅地、公共用地、保安林、その他	県道及び一部区間に住家、社会福祉施設が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場等として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて施設がある上下浜地区から柿崎漁港区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		76	漁港	大潟漁港海岸	上越市大潟区洪柿浜（大潟漁港）	490	T.P.+6.6	消波堤、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	森林、その他	年3回程度目視による点検を実施。施設に異常がある場合は、危険防止のための適切な措置を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		77	建設	大潟海岸（犀潟浜～雁子浜地区）	上越市大潟区犀潟～雁子浜	6,142	T.P.+5.6	護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ、消波工、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	上越市の一部	農用地、保安林、その他	県道、市道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場等の利用者が多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて施設の利用が多い洪柿浜地区は年12回程度、鶴の浜海水浴場付近は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	鶴の浜海水浴場
		78	建設	上越海岸（夷浜・西ヶ窪浜地区）	上越市夷浜～西ヶ窪浜	1,166	T.P.+5.6	護岸、突堤、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	農用地、保安林、その他	県道、市道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		79	港湾	直江津港海岸（東海岸地区）	上越市黒井～夷浜（直江津港）	1,744	T.P.+4.9	堤防、離岸堤、消波工、突堤、護岸				背後に保安林を擁していることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		80	港湾	直江津港海岸（西海岸地区）	上越市中央（直江津港）	1,200	T.P.+4.4	堤防、離岸堤、突堤、樋門・樋管、護岸				背後に住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(11) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考	
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況			
新潟北沿岸	上越ゾーン	81	建設	上越海岸（虫生岩戸・五智園分・居多地区）	上越市虫生岩戸～中央	3,142	T.P.+4.6	護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ、消波工				水族館、小学校、社会福祉施設、市道等の公共施設や一部区間では住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場等の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて郷津地区人家連たん区間は年12回程度、その他の区間は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園 なおえつ海水浴場	
		82	建設	上越海岸（長浜・虫生岩戸地区）	上越市長浜～虫生岩戸	1,826	T.P.+5.5	護岸、離岸堤、消波堤				国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて、背後に住家がある区間は年12回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園	
		83	建設	直江津海岸（有間川・長浜地区）	上越市有間川～長浜	3,375	T.P.+4.4	護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ、消波工	離岸堤等※2	上越市の一部	住宅地、その他	国道8号、日本海ひすいライン及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場等の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて長浜地区人家連たん区間は年12回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園 たにま海水浴場	
		84	漁港	有間川漁港海岸	上越市平浜（有間川漁港）	287	T.P.+4.5							久比岐県立自然公園
		85	建設	直江津・名立海岸（茶屋ヶ原～有間川地区）	上越市茶屋ヶ原～有間川	3,031	T.P.+6.9	離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	住宅地、公共用地	国道8号及び一部区間に日本海ひすいライン、住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて有間川地区人家連たん区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないことから、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園	

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

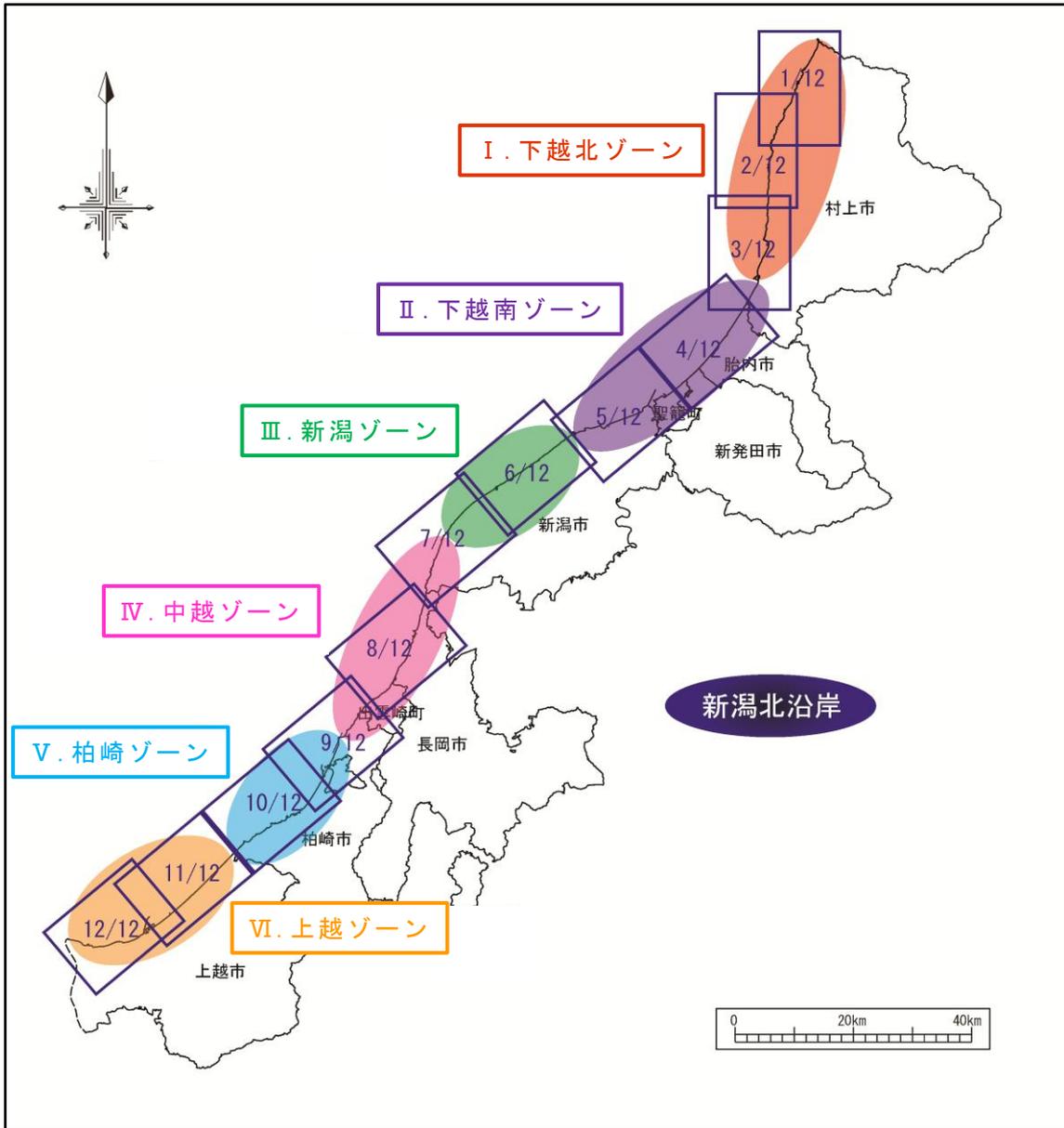


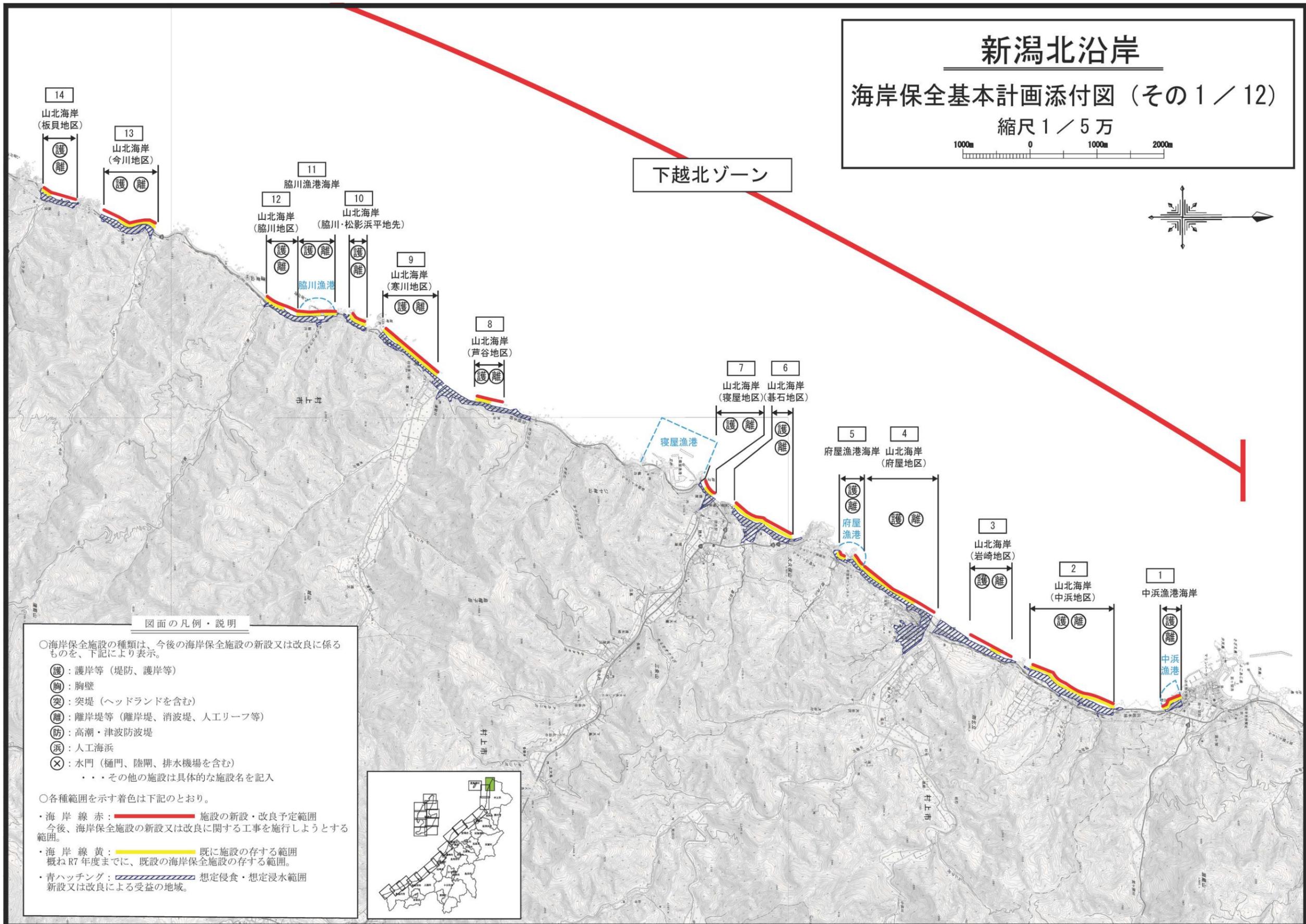
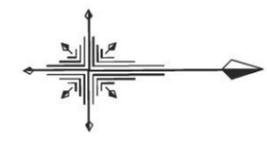
図-2.4.1 新潟北沿岸における海岸保全基本計画添付図の位置図

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その1 / 12)

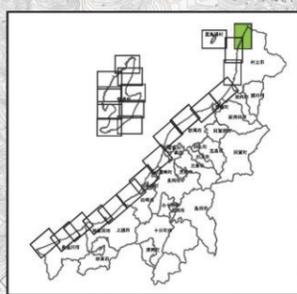
縮尺 1 / 5万

下越北ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- 水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

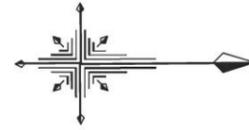
図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- ①護：護岸等（堤防、護岸等）
- ②胸：胸壁
- ③突：突堤（ヘッドランドを含む）
- ④離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- ⑤防：高潮・津波防波堤
- ⑥浜：人工海浜
- ⑦×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。



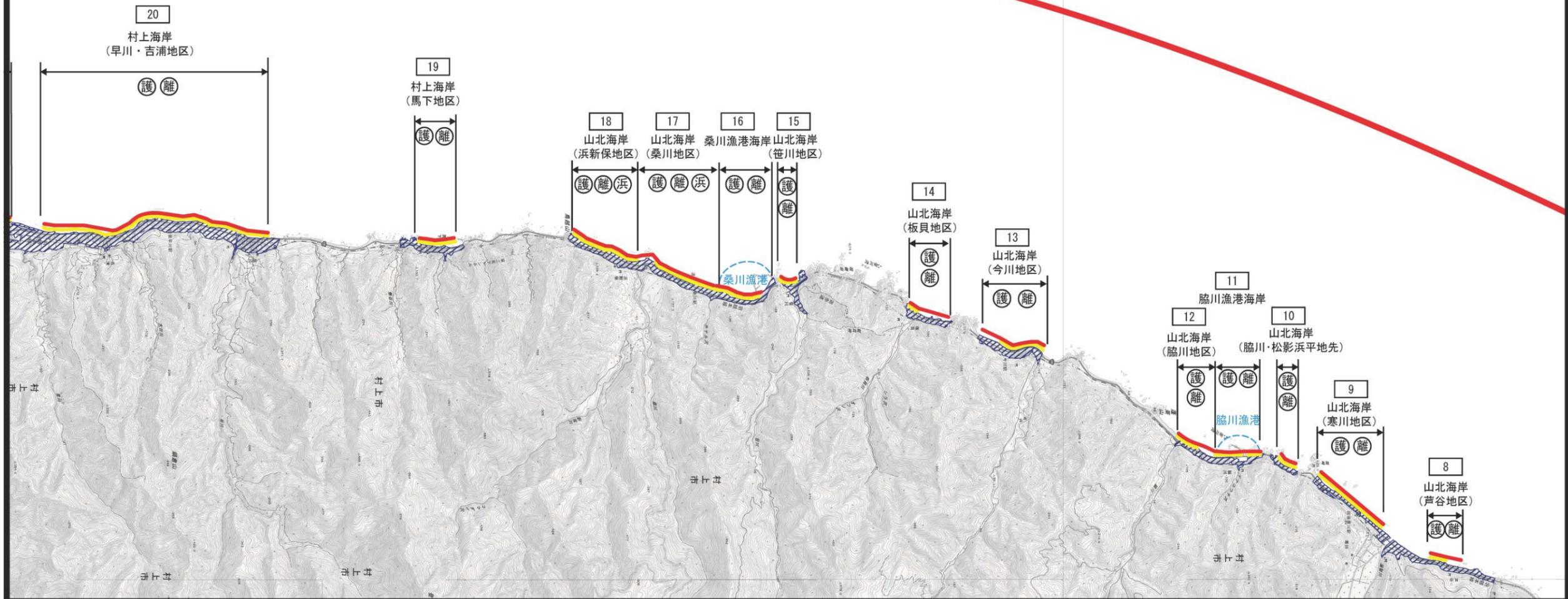
新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図（その2 / 12）

縮尺 1 / 5 万



下越北ゾーン

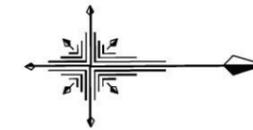


「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

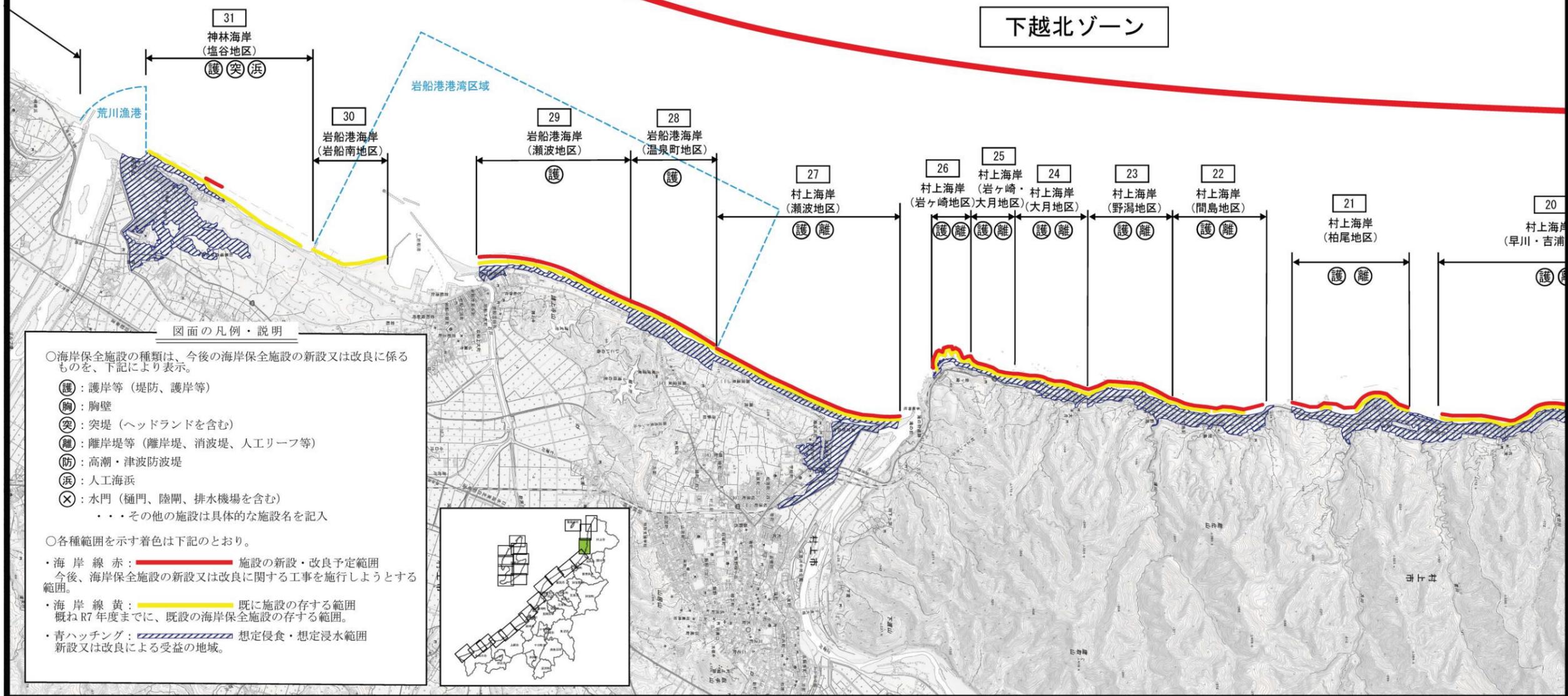
海岸保全基本計画添付図 (その3 / 12)

縮尺 1 / 5 万



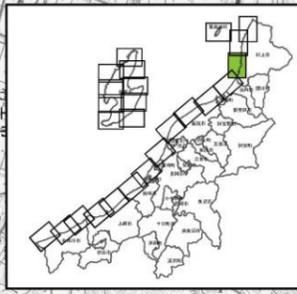
下越南ゾーン

下越北ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

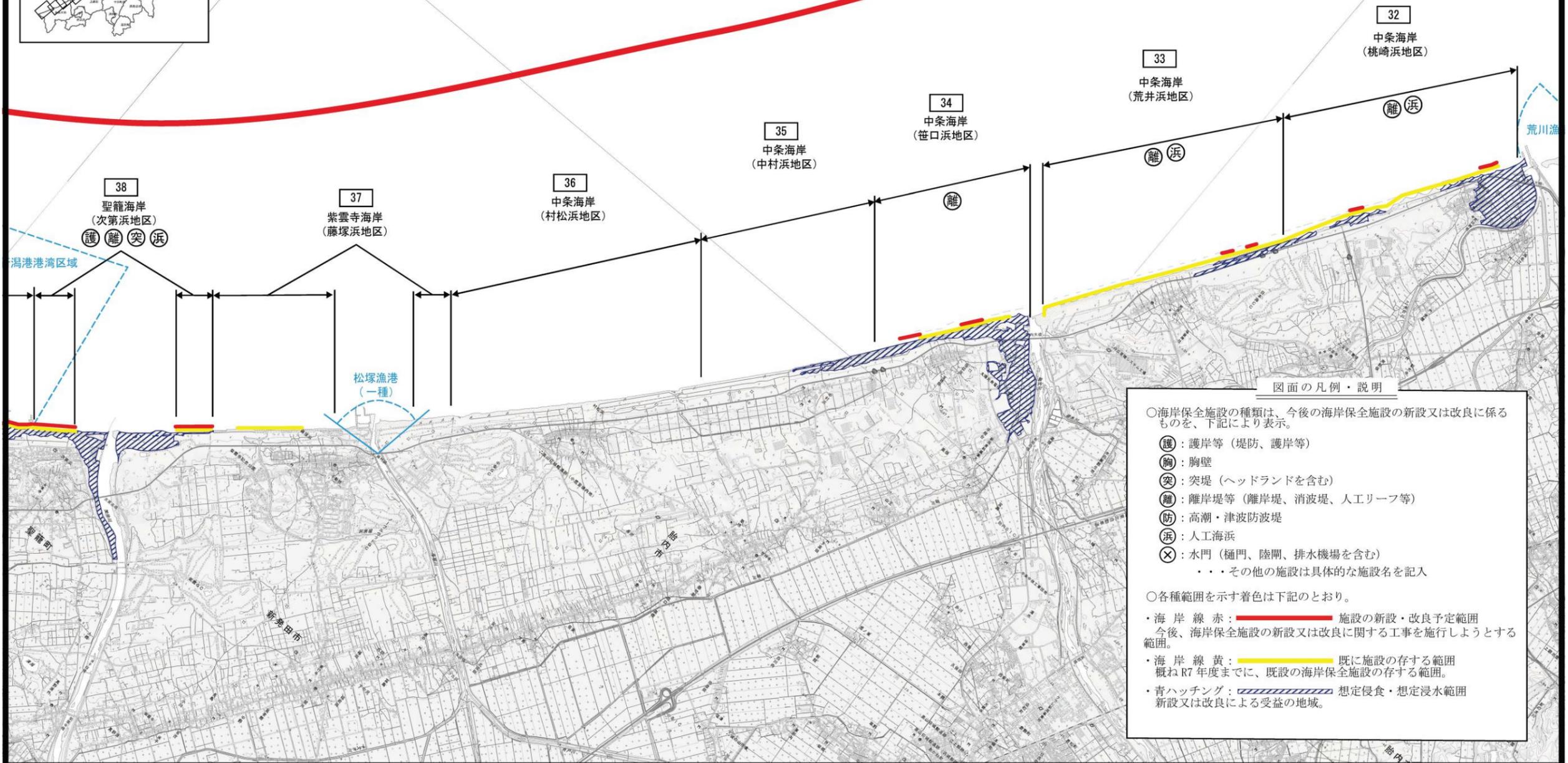
新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その4 / 12)

縮尺 1 / 5 万



下越南ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸門、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

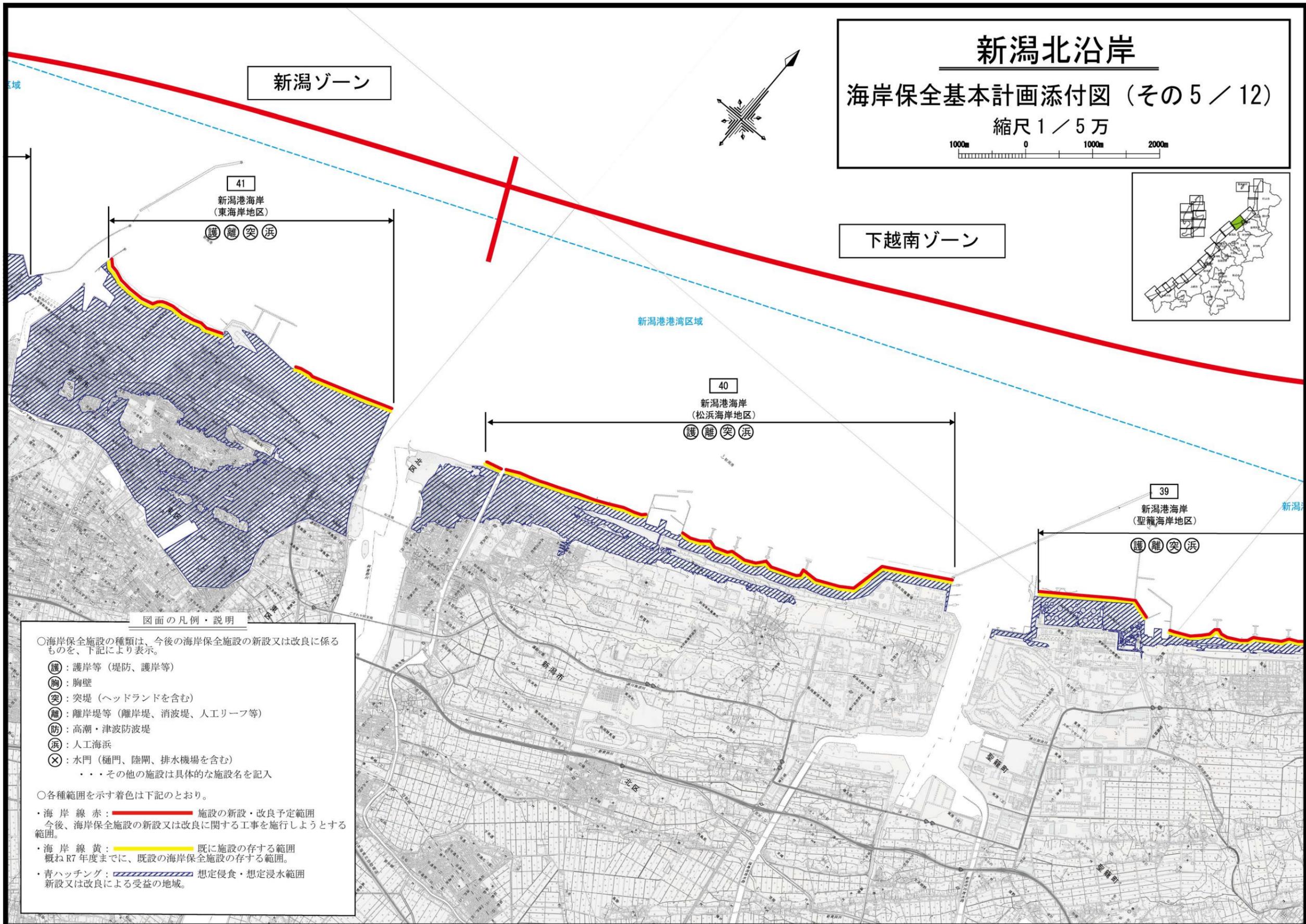
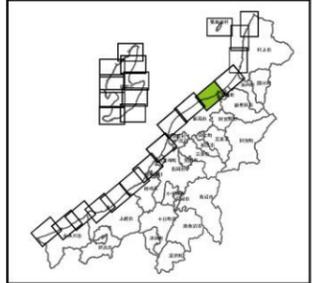
海岸保全基本計画添付図（その5 / 12）

縮尺 1 / 5 万



新潟ゾーン

下越南ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ⊗：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図（その6 / 12）

縮尺 1 / 5 万



新潟ゾーン

46
新潟海岸
(内野浜地区)

離 浜

45
新川漁港海岸

新川漁港
(一種)

44
新潟海岸
(青山地区)

護 離 浜

43
新潟海岸
(寄居浜・関屋地区)

護 離 突 浜

42
新潟港海岸
(西海岸地区)

護 離 突 浜

(関屋地区)

(寄居浜地区)

図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

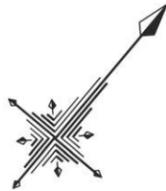
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その7 / 12)

縮尺 1 / 5 万



新潟ゾーン

中越ゾーン



48
巻海岸
(角田・越前・四ツ郷屋地区)



47
巻漁港海岸

巻漁港
(一種)

49
巻海岸
(五ヶ浜・角田地区)

52
岩室海岸
(間瀬地区)

51
間瀬漁港海岸

50
岩室海岸
(下山地区)

間瀬漁港
(二種)

図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その 8 / 12)

縮尺 1 / 5 万



中越ゾーン

寺泊港湾区域

53

寺泊港海岸
(寺泊地区)

54

寺泊・出雲崎海岸
(山田～田ノ尻地区)

護 離 浜

56

出雲崎漁港海岸

護 離

55

寺泊・出雲崎海岸
(井ノ鼻・久田地区)

護 離

出雲崎漁港

図面の凡例・説明

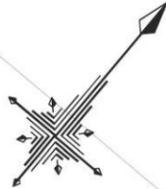
- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ⊗：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

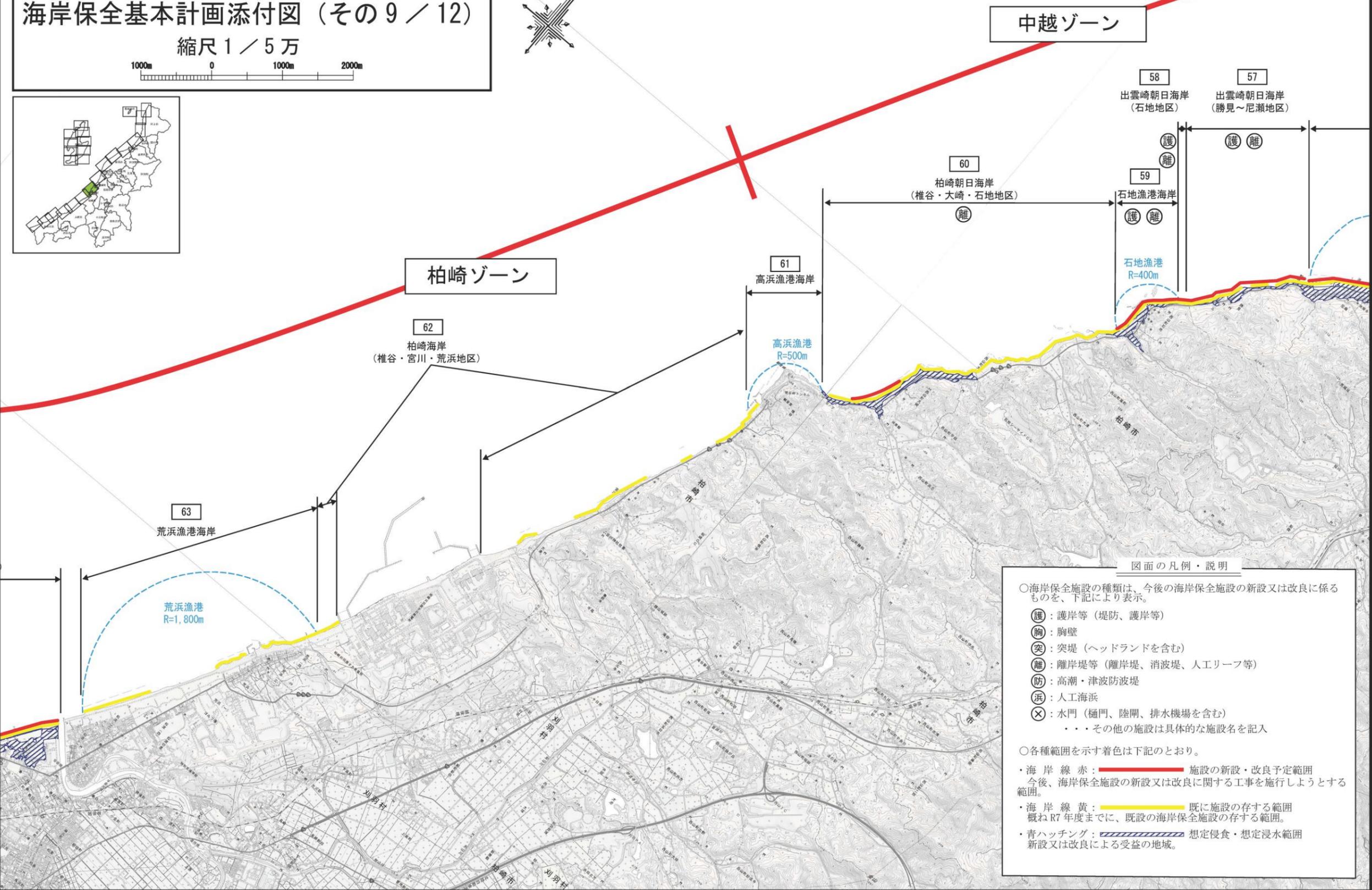
海岸保全基本計画添付図 (その9 / 12)

縮尺 1 / 5 万



中越ゾーン

柏崎ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その 10 / 12)

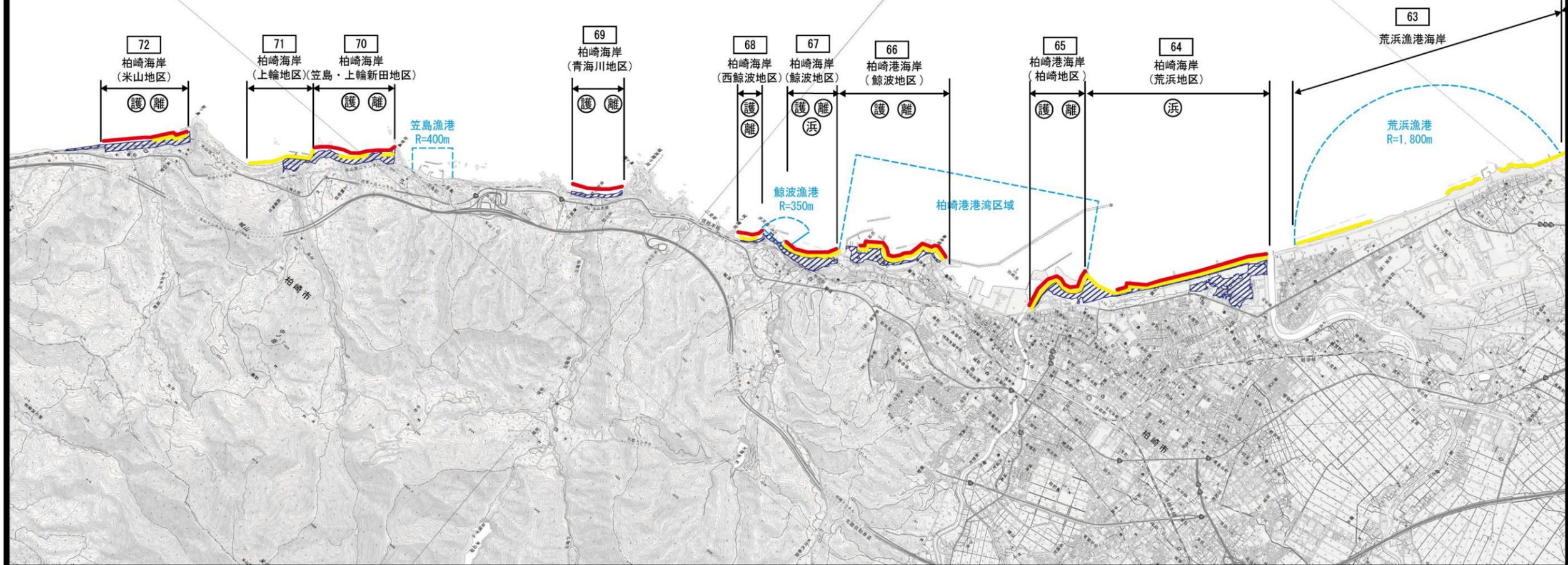
縮尺 1 / 5 万



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
 - 胸：胸壁
 - 突：突堤（ヘッドランドを含む）
 - 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
 - 防：高潮・津波防波堤
 - 浜：人工海浜
 - ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
 - ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
 - ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ね R7 年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
 - ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

柏崎ゾーン



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その 11 / 12)

縮尺 1 / 5 万



図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

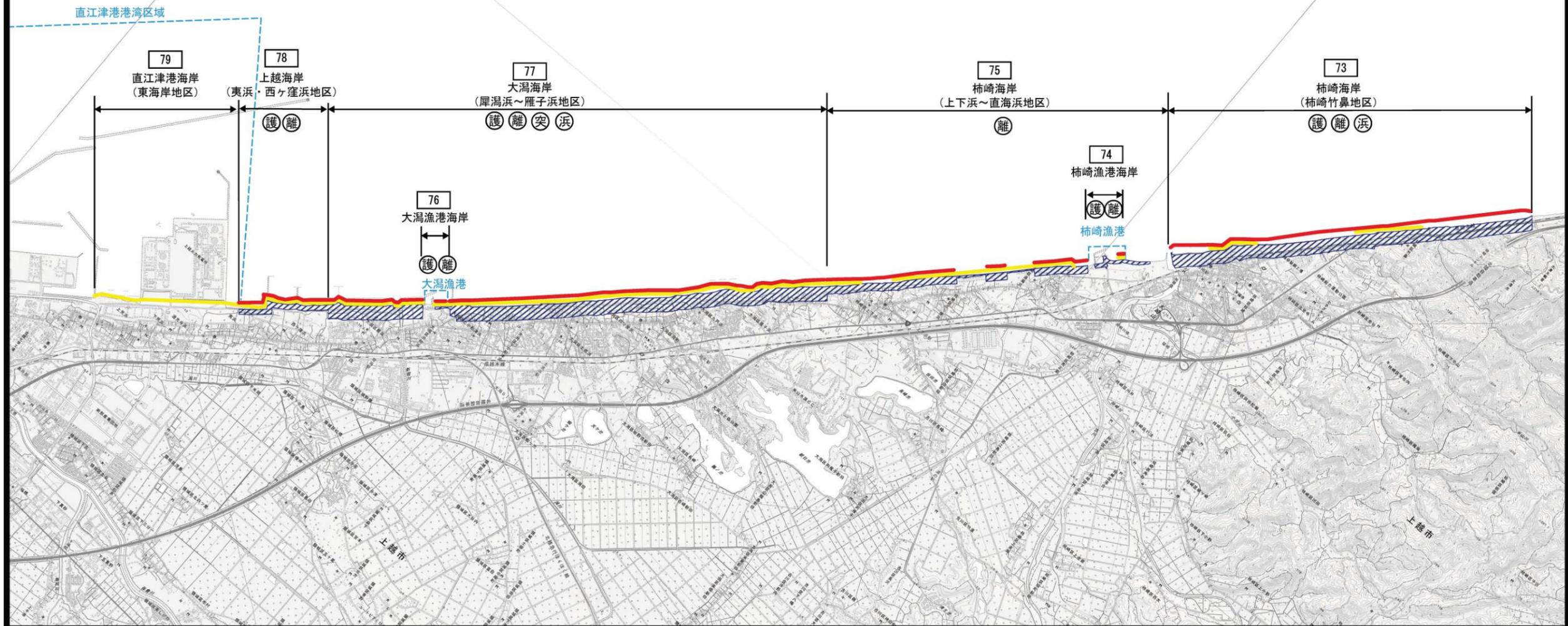
- 護：護岸等 (堤防、護岸等)
- 胸：胸壁
- 突：突堤 (ヘッドランドを含む)
- 離：離岸堤等 (離岸堤、消波堤、人工リーフ等)
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

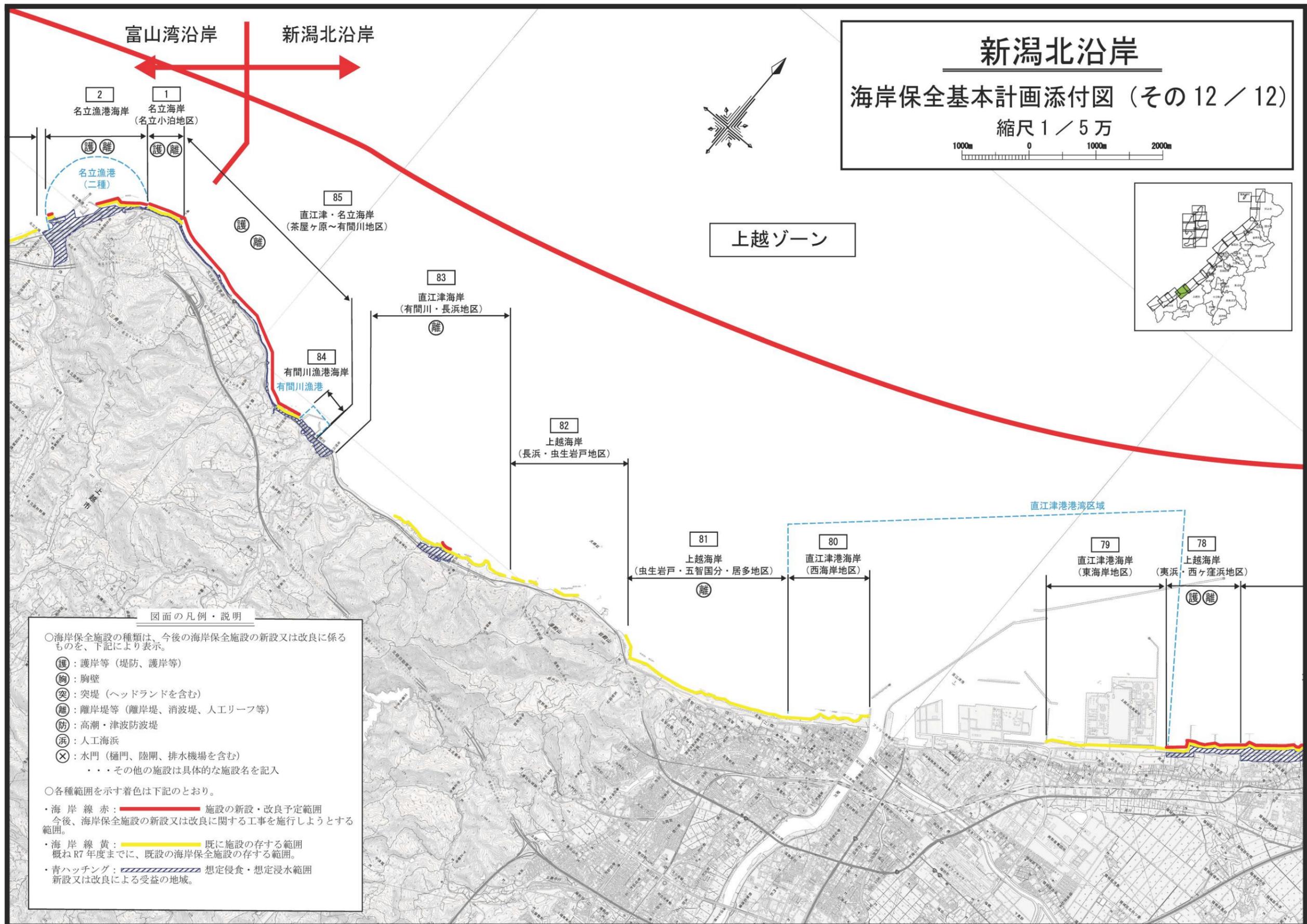
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。



上越ゾーン

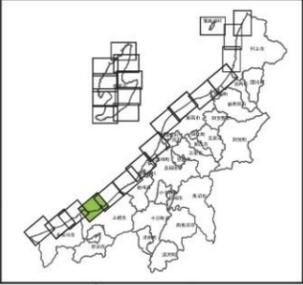


「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



新潟北沿岸
 海岸保全基本計画添付図 (その 12 / 12)
 縮尺 1 / 5万

上越ゾーン



図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
 今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
 概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
 新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3. 計画の見直しと留意すべき事項

本計画に定めた基本的事項は、新潟北沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。

しかし、今後、地域の状況や社会経済状況及び自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。

また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況及び自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、見直しを図るものとする。

このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。

また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。

他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域としてすみやかに計画に位置づけるものとする。

今後も、本計画に掲げた施策の実効的かつ効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。

また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。